

平成26年9月12日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	事				
兼	選				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
員	会				
事	務				
局	長				
産	業				
部	参				
事	事				
農	林				
水	産				
課	参				
事	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長	長				

---

平成26年9月12日（金）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第39号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第40号 鹿島市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第41号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第42号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第43号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第44号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第45号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 請願上程
- 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願
- 請願第4号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願
- 請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願

（常任委員会付託）

---

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の追加提出がっております。

議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書その2の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

#### ○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第46号から議案第51号の6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

#### ○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしております議案を慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、追加提案をいたします議案は、決算の認定6件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

議案第46号から議案第51号に関しましては、平成25年度の一般会計及び特別会計に関する歳入歳出決算となります。

平成25年度におきましては、事務事業の見直しによる事業の厳選、後年度の財政負担の軽減を図るため、限られた財源から基金への積み立てを行うなど、効率的で健全な財政運営に留意をしながら、必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、各会計別の決算状況は、国保会計が歳入不足となったものの、一般会計を初め、それ以外の各会計は昨年に引き続き黒字決算となり、おおむね順調に各種事業を推進いたしました。

それでは、初めに、議案第46号 平成25年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の歳入につきましては、総額13,520,051千円となり、市税や国庫支出金などの増により、対前年比1.2%の増となりました。

一方、歳出につきましては、総額13,038,029千円となり、人件費や扶助費などの増により、対前年比1.1%の増となりました。

その結果、繰り越すべき財源を差し引いた296,283千円の黒字決算となったわけでございます。

職員採用の抑制、各種事務事業の見直しなどにより歳出面の削減効果は着実にあらわれておりますが、地方交付税などの主要な歳入一般財源が伸び悩み、これが投資単独事業などの政策経費を圧迫する決算状況となっております。

このように厳しい財政状況の中、財源不足補填のため、一旦は市の積立金であります財政

調整基金から160,000千円、そして、公共施設建設基金から60,000千円の繰り入れをいたしました。年度末までにそれぞれ162,742千円と134,295千円の積み立てを行い、今年度以降の財政運営に備えることといたしました。

次に、平成25年度一般会計決算における主な財政指標につきまして、説明をいたします。

財政構造の弾力性を判断する指標として経常収支比率は92.2%で、普通交付税の減、定年退職者の増により前年度と比較して0.9ポイントの増となりましたので、今後、注視をしなければと思っております。

経常収支比率は、税収と普通交付税の動向に大きく左右され、先行きが不透明ではございますが、経常経費の徹底した見直しを行うことにより、改善に努めてまいります。

公共下水道などの公営企業や一部事務組合の公債費も含めた実質公債費比率につきましては、9.9%となり、0.4ポイントの改善となりました。平成20年度の18.1%から8.2ポイントの削減となり、着実に公債費負担の改善が図られております。

さらには、市債現在高や上下水道などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込み額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を示す将来負担比率は、29.8%となり、早期健全化基準の350%を大きく下回る良好な結果となっております。

今後とも、それぞれの指標の改善に向けて、さらなる努力を行ってまいり所存でございます。

これまで総合経済対策や都市基盤整備に積極的に取り組んだ結果、その財源とした市債の元金償還などの公債費は、ピークを過ぎ年々減少を続けております。平成12年度のピーク時には138億円ありました市債残高は、今年度末には9,240,000千円となる見込みでありまして、償還費を普通交付税で全額、後ほど措置をされます臨時財政対策債を除けば、実質には4,840,000千円の市債残高になると見込んでおります。

さらに、市債残高全体に対する償還費の普通交付税による措置率は、平成25年度決算では77.1%に達し、市の自主財源で返済する金額は、実質的には21億円程度になると見込んでおりまして、財政健全化は着実に進んでおるところでございます。

鹿島市の行財政運営の主要な部分を占める一般会計においては、今後とも改革の手を緩めず、さらなる行財政改革や市税などの自主財源の確保に取り組んで財政基盤を強化し、新たな政策的経費の財源を確保していくことが大きな課題であると認識をいたしております。

次に、議案第47号から議案第51号までは、それぞれの特別会計の決算認定でございます。

これらにつきましては、各特別会計の設置目的に従いまして、事業の推進を図ってきたところでございます。

まず、議案第47号 平成25年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の歳入の総額は1,066,165千円、歳出の総額は1,052,166千円で、差し引き13,999千円となり、平成26年度への繰越明許事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第48号 平成25年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の歳入の総額は2,081千円、歳出の総額は237千円で、差し引き1,844千円の黒字決算となっております。

次に、議案第49号 平成25年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の歳入の総額は、4,017,995千円、歳出の総額は4,045,128千円となり、差し引き27,133千円の不足が生じたため、平成26年度会計からの繰上充当金（103ページで訂正）により補填したところでございます。

次に、議案第50号 平成25年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成25年度の歳入の総額は370,701千円、歳出の総額は369,286千円で、差し引き1,455千円となり、平成26年度会計へ繰り越したところでございます。

最後に、議案第51号 平成25年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっております。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、本市はますます厳しさを増していきます財政状況の中で、第二次鹿島市行財政改革大綱を着実に実行し、収支のバランス、ハード事業とソフト事業のバランスをとりながら、今後とも市民生活に直結する福祉、環境、教育、文化、産業振興、都市基盤整備など、第五次鹿島市総合計画に基づく主要施策の実現のため、必要な財源確保に努めてまいり所存でございます。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、歳入歳出決算書及び主要施策の成果説明書を参照していただくとともに、御審議の際は担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

先ほどの市長の提案理由の説明について、市長のほうから訂正の申し出がっておりますので、これを許します。樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

申しわけありません。お手元の資料でございますと、4ページ、議案第49号でございますが、その一番最後のほうで、国保会計不足が生じておまして、「平成26年度会計からの繰上充用金により補填した」と言わないといけないところを「繰上充当金」と申し上げたということでございますので、繰上充用金ということで御訂正をお願いしたいと思います。

それから、その下で、先ほど発言では申し上げたわけでございますが、平成26年度会計へ、50号で繰り越したということでございます。お手元でございます資料には25年度と記載をされているものがあるかもしれませんが、26年度会計へ繰り越したというふうに御訂正をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

次に、お諮りをいたします。

議案第39号から議案第45号までの7議案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第45号までの7議案は、委員会付託を省略することに決しました。

**日程第2 議案第39号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第2. 議案第39号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。峰松税務課長。

**○税務課長（峰松靖規君）**

おはようございます。それでは、議案第39号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書は71ページから78ページまで、議案説明資料は14ページから36ページまでとなっております。議案書71ページをごらんください。

提案理由につきましては、地方税法の一部改正等に伴い、関係する条文を改正したいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで御説明いたしますが、説明資料の14ページから32ページは新旧対照表となっており、33ページ以降により具体的に御説明いたしま

すので、そちらのほうをごらんください。

まず、1の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正の内容につきましては、まず、(1)の第34条の4の法人市民税（法人税割）の税率の改正でございますが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税（法人税割）の税率引き下げ相当分について、地方法人税を国税として創設し、国が賦課徴収の上、全額を交付税特別会計に繰り入れ、地方交付税の原資化として再配分する措置が講じられ、これに伴い、法人市民税（法人税割）の税率を14.7%から12.1%へ、2.6%引き下げるものでございます。

次に、(2)の第82条及び附則第16条の軽自動車税の税率の改正でございますが、軽自動車税の税率を約1.25倍から1.5倍に、2千円未満は2千円に引き上げるもので、また、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、おおむね20%の重課を導入するものでございます。

具体的には説明資料の35ページの下のほうにより御説明いたしますので、ごらんください。

まず、原付、軽二輪、小型二輪でございますが、原付50cc以下は現行1千円を改正後2千円に、50ccを超え90cc以下は1,200円を2千円に、90ccを超え125cc以下は1,600円を2,400円に、ミニカーは2,500円を3,700円に、軽二輪は2,400円を3,600円に、小型二輪は4千円を6千円に、平成27年度から改正するものでございます。

次に、下のほうの軽四輪車等及び小型特殊自動車でございますが、三輪は現行3,100円を改正後3,900円に、四輪以上の乗用自家用は7,200円を10,800円に、乗用営業用は5,500円を6,900円に、貨物用自家用は4千円を5千円に、貨物用営業用は3千円を3,800円に、小型特殊自動車農耕用、つまりトラクター、コンバイン、田植え機などがございますが、これは1,600円を2,400円に、小型特殊自動車その他——これはフォークリフト、ショベルローダーなどがございます——が、これは4,700円を5,900円に、平成27年度から改正するものでございます。

ただし、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用するということとなりますので、平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の税率のままとなります。

また、平成28年度分から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、おおむね20%の従価税率を導入するものでございます。

なお、説明資料の36ページの上段については、軽自動車の税負担の変化について具体的に4つの例を挙げておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、説明資料の33ページにお戻りください。

次に、(3)の附則第10条の2のわがまち特例の拡充についてでございますが、国が法律で



一律に定めていた固定資産税償却資産の特例措置の内容を、地方団体が自主的に判断して条例で決定できるようにするもので、平成24年12月議会において、既に下水道除外施設に係る特例措置をわがまち特例として導入しておりますが、今回、公害防止施設・設備等に係る特例措置をわがまち特例として拡充するものでございます。

具体的には説明資料の36ページの下の方により御説明いたしますので、ごらんください。

まず、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に係る特例措置については、対象資産として、ノンフロン製品について、今回、条例で4分の3と定めるものでございます。

次に、公害の危害防止のために設置された施設、設備に係る特例措置についてでございますが、①の汚水または廃液処理施設については、今回条例で3分の1、②の大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設については、今回条例で2分の1、③の土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については、今回条例で2分の1とそれぞれ定めるものでございます。

なお、具体的な対象資産等については、参考の欄に掲げておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、説明資料34ページ、(4)のその他でございますが、①は法律改正にあわせて新設または改正されたもので、ポツ1は、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置の新設でございます。ポツ2は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例。ポツ3は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例をそれぞれ3年間延長するものでございます。

②は、法律改正に伴う所要の規定の整備及び規定が明確にされたもの。③は、法律改正に伴う所要の規定の整備等により、条項等のずれを調整したもの。④は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、あえて条例で定める必要がないもの。⑤は、東日本大震災に係る特例については、必ず条例によって定めなければならない事項を除き、規定しないこととされたため、削るものでございます。

次に、3の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございますが、法人市民税法人税割の税率に係るものは平成26年10月1日から、公益法人等に係る市民税の課税の特例に係るもの等は平成27年1月1日から、重課の特例に係る部分を除く軽自動車税の税率に係るものは平成27年4月1日から、所得割の課税標準に係るものは平成28年1月1日から、軽自動車税の税率の重課の特例に係るもの等は平成28年4月1日から、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係るもの等は平成29年1月1日から、固定資産税の非課税の適用に係るものは子ども・子育て支援法附則第1条本文に規定する政令で定める日からとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま提案された案件について質問したいと思いますが、これは全員協議会でも御説明があり、質問もいたしましたけど、ここで再度、質問をさせていただきたいと思います。

今回の案の2つの問題。法人市民税の引き下げ、それから軽自動車税の見直しということでございますけど、まず、法人市民税の件についてお尋ねをしたいと思いますが、この対象になる法人市民税を納めているところが鹿島市でどれくらいあるのか、まずお答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

峰松税務課長。

**○税務課長（峰松靖規君）**

質問にお答えしたいと思います。

まず、法人市民税の対象者数としては、全体で約600ございます。今回の法人税の引き下げに係るものにつきましては、25年度ベースにいたしまして、170（116ページで訂正）の事業所が対象となると。25年度ベースですすね。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

それでは、次お尋ねしますが、今回この引き下げによってどれくらいの収入減になるんでしょうか、お答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

峰松税務課長。

**○税務課長（峰松靖規君）**

引き下げによる影響は、平成25年度決算ベースでの試算では、約23,000千円の減額ということで試算をしております。

済みません、減額と試算しておりますけれども、税率引き下げ相当分について、国税として地方法人税が創設されて、地方交付税の原資化として再配分される措置が講じられますので、この影響額については、全額、地方交付税から補填をされるものと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま影響額は23,000千円ということですが、つまり、これが地方交付税ということで、またそのまま戻ってくるような御説明ありましたね。これが原資となるということですが——と見込まれているというようなことで、これが確実に地方交付税として入ってくるという保

証があるとお思いになりますか。確実に。

これまでもいろんな形で交付税で入りますよというようなことがたびたびあっておりますが、その確実でないという部分が非常に多かったと思います。これなんかもやっぱり23,000千円といえども、鹿島市の財政にとっては非常に厳しいものだと思いますが、これが本当に入ってくるという保証があるんでしょうか、その辺についてお答えください。

○議長（松尾勝利君）

峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

お答えいたします。

先ほども言いましたように、現在のところ、税制改革に伴う地方交付税の算定方法については明示をされていませんので、不透明なところがございますけれども、先ほど言いましたように、税率引き下げ相当分については、国税として地方法人税が創設され、地方交付税の原資化として再配分される措置が講じられますので、この影響額については全額、地方交付税で補填されるものということで期待をしているところでございます。

あと、なおかつ地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためということの理由もございますので、全額プラスアルファというようなところも実際のところは期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

執行部としては、今のように答えるしかないと思いますね。確実に来ますから大丈夫ですよじゃなくて、期待をしているということですから、これは定かでないという、そういうものになるんじゃないかと思います。

特に自治体間の格差是正ということですがね、本当にこれがそういう形であとの体制がとれるかどうか、ここが問題だと。これからの私たちの取り組みだと思いたすがね。

じゃあ、次に軽自動車税のことでお尋ねをしたいと思いますが、軽自動車、本当に今、多くの人たちが軽自動車を利用しているわけですが、特に利用している人たちの多くは、自営業の人とか、農漁業者の方ですね、それから一般の人もそうですが、特に鹿島市なんかは公共交通の便の面でいえば、本当にだんだんだんだん、市民にとってはマイナスの状況になってきている。そういう中で、軽自動車というのが非常に市民の暮らしを守る状況になっていると思いますが、まずお尋ねをいたします。

鹿島市内に対象になる軽自動車、50ccとか、全てまとめて結構ですので、大体何台ぐらいあるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

お答えいたします。

総数で、26年の4月1日現在の登録台数として、1万6,857台でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今1万6,000台ということですからね、1世帯に一．五、六台ですか、ということになりますかね、今1万世帯ぐらいですかね。そういう計算になるんじゃないかと思いますが、ほとんどのところがそういう形で利用していると思います。

そういう中で、私も何人かの人にお話を聞いてみました。そういうお話を聞いた中で、例えば、自分たちは商売をする上で、どうしても軽自動車が必要だと。そして、仕事によっては、さっき平均は一．五、六台と言いましたが、2台も3台も使わないといけないというところもありますし、特に農業をなさっている人たちは軽自動車が多いですね、トラックなどが多いわけです。そういう中で、税金をこんなに上げられたのでは、自分たちはこれから本当に、今でさえも大変な状況なのに、やっていけなくなるんだというような、そういうことをおっしゃった方もありました。それから、高齢者の方がね、自分は車がないと生活できないと。やっぱり先ほども言いましたが、公共交通の不十分さとか、いろいろなものがありますからね、そういうのがないと生活できないと。今でさえもわずかな年金で何とかやりくりしながら、自分の足の確保のために軽自動車を使っているんだけど、どうなるんだろうかと。今の状況の中で、例えば、消費税は増税されるし、介護保険税も上がっていくし、そして、その上に自動車税の値上げ。逆にね、収入である年金になりますと、ふえるどころか、みるみる減っていつている。こういうことになりますと、もう高齢者は長生きをすると言われてるんじゃないかというような、そういうことをおっしゃった方があります。まさにそのとおりだと思うんですね。

それで、特にこの軽自動車税の問題につきましては、自動車取得税の廃止というような、そういう中から、あれは1,900億円ですか、ぐらいの穴埋めというようなこと、それから、今盛んに問題になっておりますT P P交渉との問題の中でも日米の2国間の協議の中で、そういう問題も上がって行って、行く行くは廃止を突きつけられるんじゃないかというような問題もありますが、私はこういうことがありますと、例えば、先ほどの前の法人税の引き下げもそうですが、幾ら国がそういうことをやったからといって、このままいつているのでは、鹿島市自体も大変だし、市民の暮らしもますます落ち込んでくると思うんです。やっぱりそ

ういうときに幾ら国の制度だといっても、私はやっぱり国に立ち向かっていくときには、それをやっていかなくちやいけないと思いますが、その問題については特に市長はどういうお考えをお持ちなのか、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

この自動車関係の税金については、これだけ取り上げられて議論されたわけじゃなくて、大きな税制改革の中で、それから、さっきいみじくも述べられましたけれども、外国との折衝の中で、いろんな形で取り上げられて、ある意味では日本の特別の、何といたしますか、車の形、軽自動車というものは非常に日本のは優秀だということで、突出して攻撃目標になったという実態はあったらと思います。そこで、関係者挙げて、この制度がこういう形にならないよということ、かなり何といたしますか、抵抗といたしますか、反対の動きはあったんですけども、最終的にいろんなことを埋め込んで激変緩和とか、手当てをしながら、こういう改正になったということでございまして、その結果について、私どもが何かやれることがあるかどうかといたら、それは非常に限定的だということをお理解いただきたいと思います。

むしろ本件については、やるんだったら、あるいは業界、あるいは地域、それからもう1つは本当は国を挙げて交渉しないといけなかった事項の一つではなかろうかと、そういう印象を持っております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

今、市長お答えいただきましたけど、今、国はこの税制問題だけじゃなくて、いろんな問題で、もう嫌と言えないように、そのまま地方に押しつけてきていると、そういう流れは当然ありますよね。それを私たちがね、国がやることだからとか、いろんなことを理由をつけて、そのまま眺め、それをそのまま市民に押しつけるということになりますと、本当に何なのかと。特に議会だって、私たちはただ単にそれを承認するだけの機械ではないわけですから。ですから、例えば、これがこういう形で出てきたとしても、やっぱり制度とかいろんな決まりというのは絶対にそれを覆すことはできないということじゃないと思うんですよね。やっぱりこれは恐らく鹿島だけじゃなくて、ほかの自治体の人たちだって疑問に思っている人もあるし、直接首長の方自身も許せないと声を上げている人もいるわけですから、そういう人たちが一つになりながら、今後やっぱりこれを改正させていくというような、そういう立場に立っていかないと、これはますますこのまましておきますと、まさに財界や国の言いなり、アメリカの言いなりに私たちのこの問題は、もっともっと大きな抜け道のないものに

なると思うんですね。そういう面では、私はぜひ、やっぱり私たち議会としても、その取り組みが必要だと思いますし、市長としても、特にそういう問題で声を上げていただきたい。積極的にね。ましてや、市長は国とは深いパイプをお持ちですから、そういうときこそ利用しながら、市民を守る立場で私はやっていただきたいと思います。

さらに、もう1点は、13年たったら税金が上がるという問題ですね。これも本当に、もういろいろ言っただって同じような答弁だと思いますが、許せない問題ですね。やっぱり車を買いかえなくてはいけないという人たちが、今の経済状況の中で新車は無理だということで、やっぱり中古車にしようとか、それから、今、乗っている車を大事に大事に使いながら、13年たとうが、15年たとうが使って頑張っている人もあるわけですからね。そういう、もう本当に長く使っている人たちに、さらに税金を上乗せするというような、そういうやり方を本当に許すことができない。長く使ったことで、あなたたちは使い過ぎとつけて罰せられているんじゃないかというような、そういうことさえ考えられるような現状だと思うんですよ。

お尋ねをしたいと思いますが、例えば、こういう問題について、国がやっているからそれを覆せないというのはわかりますが、市として、何らかの対策が立てられないのか、長期間乗っている人たち、本当に努力してやってあるわけでね、古いのを使って。そういうのに対する何らかの財政的な措置がとれないのかどうか、厳しいと言えば厳しいと思いますが、しかし、そうでもしないと、本当ますます大変な状況が生まれてくると思いますし、その辺について、何かうちでどがんかならんかなという考えぐらいされたことはありますか。

○議長（松尾勝利君）

峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

お答えいたします。

市として何らかの対策等できないかというような御質問ですけれども、なかなか難しいことではございまして、ただ、この13年を経過した軽四輪車等についての重課につきましては、片方でグリーン化を進めて環境負荷を軽減するというような意味合いもございまして、今言われましたように、議員申されたように、物を大事にするというか、そういうような観点もあると思いますけれども、一応そういうグリーン化というものもありますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

古い車をそういう形ですというのは、グリーン化というような問題がありますというこ

とで、国は何かを押しつけようとするときには、それなりの理屈をつけるわけですね。そうであっても、乗る分は乗るわけですからね。そういう状況ですよ。そして、やっぱり長く乗る人たちというのは、本当に車を大事にしながらかってっていくわけですね。ですから、やっぱりそれなりの今後措置を考えていく、国の要求をしていくというような、そういう手だてが私は必要だと思います。もうこれ以上言っても並行線だと思いますので、質問はこれにて終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

今回の鹿島市税の条例の改正、もう委員会でもこれは説明を受けてから審議をしたわけですが、やはり私はこれは非常に弱い者いじめ。また、この条例に際して法人市民税、そして、この軽自動車税の税率の見直し、これを1つにまたまとめてくる。こういうふうなところが、それこそ先ほど市長の答弁にもありましたが、地方のこういうふうな一つの市、町がどうこうということはできず、結局、ことしの3月の閣議決定、そういうふうなところでこの法律が改正をされたわけです。皆さんも御承知のとおり、これがこういうふうになりましたよ。そして、報道があったとき、さまざまなニュースではこれを取り上げておりました。本当に弱い者いじめだと。皆さん少しでも燃費がいいように、そして、経費が余りかからない軽自動車に乗ろうと、そういうふうなことで先ほど説明があったように軽自動車の台数、鹿島市でも1万6,857台。そう考えると、まず課長にお聞きをいたしたいんですが、四輪の車、鹿島市に何台あって、その台数までは要りません、軽自動車の数は言っていましたので、割合は、軽自動車、普通自動車、大型特殊、どういうふうになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

お答えいたします。台数をお答えしたいと思います。

まず、軽四輪車等、これは三輪も含まれますけど、三輪は今登録ありませんので、軽四輪車等1万3,241台、原付1,599台、軽二輪247台、小型二輪458台、小型特殊自動車、農耕用その他含めまして1,312台というふうな状況になっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ちょっと私が質問したのと御答弁が違うような気がします。

四輪の自動車があるじゃないですか。その中で、これの対象となる軽自動車及び特殊自動

車というのが何割に当たりますかと、鹿島市の中で。それをちょっとお聞きをしているんですけど。

○議長（松尾勝利君）

すぐに答弁できますか、大丈夫ですか。峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

お答えいたします。

普通車の台数については、うちのほうで把握をしておりませんので、それに対してどれくらいかというあれは承知していないところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

今、手元に資料がないということですが、しかし、私がこの質問をしているのは、鹿島市の3万1,000人人口がいる中で、どれくらいの車の所有があつて、その中にどれだけこの対象となる軽自動車及び小型特殊自動車が何割あるかということから質問していかないと、どれだけ市民の方々に負担が大きいものなのか、そこがわかりません。多分相当な割合になるんだろうと思っております。先ほどもおっしゃったように、全体的に1万6,857台ということは、一家庭に、もしかしたら2台とか3台とかある可能性もありますよね。だから、そう考えると、これは市民にとって非常に厳しい税率です。今まで軽自動車のこの税金というのがある程度低額であったということで、皆さん方、維持費に、普通車に比べてそんなにかからないだろうということで、それと燃費もです。そういうことで軽自動車というものが非常に人気を集めております。

また、以前と比べ、軽自動車自体も車体もある程度車内の広さもゆっくりとなったということで、若い世代の方たちには非常に人気があります。そして、燃費をよくするために、軽自動車でも今2,000千円以上とかする自動車も出てきております。しかし、それは長い目で見た中では、やはりそれが若い世代の方たち、特にそうでしょう、経済的であるという理由からなんですよね。そこにメスを入れるという、私は許せないこの税の改正だと思っております。

市長にちょっとお聞きをしたいんですが、こういうふうになり、各議会のほうに提出をしなければならなくなったとき、その前の段階でもいいでしょうが、全国市長会、この中でこの税率改正において、どういうふうな御意見を国に対して述べられているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。



○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

市長会の中というよりも、これは地域の、いわば生活の、それから一部になっている足の問題ですから、みんな影響が大きいということはそれぞれの自治体よりもむしろ製造業界ということと一体となって、こういうことは日本として大変なことになるんじゃないかということを経験としてあったことは承知をいたしております。

ただ、結果的には何といいますか、非常に全部を取りやめということではなくて、段階的にといいますか、激変緩和ということを取り込みながら、あるいはさっきちょっとお話ございましたけれども、長年たつたのは環境的には負荷をかけるだろうということで、グリーン化をしないといけない、いろんな対応をそれぞれ選択しながら、こういう形で落ちついていったというふうに承知をいたしております。

上げて、市長会で何か個別具体的に自衛対策にということをやったとは承知をしておりません。ただ、地方税については特別の議論をする場がございまして、地方六団体というところが一緒になって、こういうことを取り上げて政府に意見を言うといったことがございまして、たしか私の記憶違いじゃなければ、その場でこれを含めて、地方税と国税の分担ですか、それから、逆に地方に負担になっている特に国保税なんかを見直すということと関連して、議論の俎上に上ったということは記憶にございます。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、市長がおっしゃられたように、やはり地方六団体含め、こういうふうな地方の御意見は述べられた。そういう中でも、こういうふうな政策をとっていくという非常に許しがたいところだろうと私は思っております。

また、ここの中に小さい文字で書いてありますが、13年を経過した軽四輪車等については、おおむね2割のアップというふうな重課を導入するということになっております。それこそ手入れがよかったら10年以上持っていらっしゃる方も結構いらっしゃると思うのでよね。特に貨物とかそういうふうなのに関してはね。もう本当に許しがたいことだなと思っております。

しかし、本市独自でどうこうというわけにはいきませんので、これはいたし方ないと言えはいたし方ないのかもわかりませんが、私はこれには賛成はできないと思っております。

ほかの議員の方の御意見も聞いてみたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております市税条例の一部改正について、つまり第39号について反対の討論を行います。

まず、法人市民税を引き下げるということですが、国の地方税改正を受けて行われようとしております。鹿島市にとっては重要な財源である法人税の引き下げです。今回、14.7%から12.1%に引き下げることになります。引き下げ分を地方交付税として国税化をし、地方交付税の財源に充てるということです。つまり、この財源で国は新たに地方法人税をつくりたいです。このことは鹿島市にとって収入が減ることになるわけですが、審議の中であったように、その額は影響額が23,000千円ということですので、つまり23,000千円の減収になるわけです。しかし、国はこれを使って地方交付税として地方に還元をし、自治体間の格差是正に使うということです。本当に鹿島において大幅に減った法人市民税が地方交付税で戻ってくるという保証があるのでしょうか。私はこれほどにもないと思います。

次に、軽自動車税の引き上げという問題です。

市内の自営業者や第1次産業、つまり農業や漁業に携わっている人たちは、多くの人たちが軽の貨物車、トラック、乗用車を使用されています。特に仕事上だけでなく、日々生活に車は欠かせないものとなっています。鹿島市は、公共交通が不十分で軽自動車や原付など、本当に生活の必需品になっております。説明の中でもありましたように、鹿島市は対象になる車両が1万6,857台ということですが、平均して1.5から1.6となりますかね、これくらいの車。だから、ほとんどの家庭に軽の車があると考えていいと思いますが、私はこの問題が出てから、いろんな方に増税について尋ねました。

冗談じゃない、仕事も十分できず、収入も大きく減っているのに許せない、自営業者の方の声です。また、私は車がないと動けないので使っている。消費税も上がる、介護保険税も上がる、その上自動車税も上がる、年金以外に収入のない私にとって、年金は次々に引き下げられる。高齢者は長生きするなということですか、許せないですと高齢者の方がおっしゃいました。今月15日は敬老の日というのに、高齢者に感謝するどころか苦しみのプレゼントをするという状況を許すことはできません。

次に、13年経過した軽自動車には、さらに20%の重課税を上乗せするといわれます。許せるものではありません。誰もが簡単に新車を買うことができないので、古くなった車も1年でも長く使おうと、大事に大事に使用しています。また、必要に迫られて車を購入するときに、新車は買えないということで、中古車と思うのは誰でも同じではないでしょうか。市民はこ

の不景気の中で、少しでも経費削減をと努力をしている今日、こんなことは絶対に許せるものではありません。

考えると、古い自動車で税金を上乗せされるより新車を買ったほうがという自動車業界の思惑と言っても言い過ぎではないでしょう。

つい最近、自動車業界など財界が政治献金を復活させるということを発表しました。これらの国民いじめの政府の取り組みに対する感謝のためだと言っても言い過ぎでないと思えます。

さらに、安い軽自動車税は、TPP交渉と並行して行われている日米2国間協議の中でも議題に上がっていると聞いています。アメリカは以前から、優遇政策だと不満を持っているということですから、さらにこれ以上の介入が出てくる心配もあります。今回の自動車税の増税は二重の増税、まさに弱い者いじめの何物でもありません。今回の税率改正は鹿島市民にとっても、もちろん鹿島市にとっても許せない問題です。国の制度が変わったからと仕方がないと言うのではなく、さらに議論をして、国に対しても意見をし、地方財政危機の問題をどのように解決するかをいろんな立場を超えてこれから話し合うことを提案をして、私は反対の討論といたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第39号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩いたします。11時15分から再開します。

午前11時6分 再開

午前11時16分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

先ほどの議案第39号に対して、松尾征子議員が質問されたことに対する執行部の答弁の訂正がっております。これを許します。峰松税務課長。

○税務課長（峰松靖規君）

答弁の訂正のお許しをいただきましたので、訂正をいたします。申しわけございません。

先ほど法人市民税の、今回の改正により影響が出る対象法人が170ということで申し上げましたけど、これが市内の分だけで、市外を合わせますと、合計で279ということになりますので、訂正方をよろしくお願いします。

### 日程第3 議案第40号

#### ○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3、議案第40号 鹿島市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代福祉事務所長。

#### ○福祉事務所長（大代昌浩君）

それでは、議案第40号 鹿島市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は79ページから、議案説明資料は37ページからとなります。

提案理由は、母子及び寡婦福祉法の一部改正などに伴い、条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の39ページをお開きください。

まず、改正理由ですが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、ことし4月23日に公布され、その中で母子及び寡婦福祉法の一部改正が行われ、ことし10月1日から施行されることなどに伴いまして、条文の整備を行うものでございます。

2番目の改正内容は、今回、3つの条例の改正を行いますが、まず、鹿島市福祉事務所設置条例では、母子及び寡婦福祉法の法律の題名が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められることに伴い、福祉事務所がこの法律に基づいて事務を行っておりますので、条文の整備を行うものでございます。

次に、鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例では、題名の改正及び現在、父子家庭に対する医療費助成につきましては、従前の母子及び寡婦福祉法に規定しております「配偶者のない女子」を「配偶者のない男子」に読みかえて適用しておりますが、法改正により「配偶者のない男子」の定義が新たに設けられたことにより、条文の整備などを行うものでございます。

3つ目の鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例では、法改正により「母子自立支援員」の名称が「母子・父子自立支援員」に改められることに伴い、別表の中の名称を改正するものでございます。

3番目の施行期日は、法の施行期日と同様、平成26年10月1日とするものでございます。

なお、参考に改正後の母子・父子並びに寡婦福祉法の関係条文を抜粋しております。

議案説明資料の37ページ、38ページは、新旧対照表となっておりますが、主な内容につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

なお、今回の改正では、法律の題名を改めるとともに、父子家庭に対し就学資金や生活資金等を貸し付ける制度が創設されております。これについては、県が実施する事業になり、市が窓口となります。したがって、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正を行っておりますが、既に父子家庭も対象として実施しておりますので、今回の法改正による市の事業内容の変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 鹿島市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第41号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、議案第41号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

議案第41号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は81ページでございます。

今回の改正につきましては、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴って、条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしたいと思っておりますので、議案説明資料を御準備いただき、41ページ

をお開きください。

第8条におきまして、エネルギーの使用の合理化に関する法律を引用し、熱の損失の防止その他、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じなければならないことを規定しております。

今回、この法律の題名が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に改正され、合理化の後に「等」が加えられたため、その引用箇所を改正するものでございます。

法改正の内容につきましては、これまではエネルギー使用に関する措置が主な法律の内容でありましたけれども、長期的なエネルギーの需要の安定化の必要が高まったことから、工場等において、電気を使用して事業を行うものによる電気の需要の平準化に係る措置が新たに追加されたことに伴い、題名が変更されたものでございます。

条例の内容そのものにつきましては、従前と同様、新たに市営住宅を整備する場合には、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止や空調設備などの建設設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置を的確に実施することとしております。

なお、施行期日は公布の日といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論終わります。

採決します。議案第41号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第41号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第42号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第42号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。有森都市建設課長。

**○都市建設課長（有森滋樹君）**

議案第42号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。  
議案書は83ページでございます。

今回の改正につきましては、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたしたいと思っておりますので、議案説明資料を御準備いただき、43ページをお開きください。

鹿島市営住宅管理条例、別表第1におきまして、老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者といたしまして、これは単身入居できる者のことですが、第5項におきまして、中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を引用し、同法第14条第1項に規定する支援給付金を受けている者を掲げているところでございます。今回、法律の題名が、中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正され、また、所要の経過措置が設けられたことに伴いまして、その引用箇所を改正するものでございます。

内容そのものにつきましては、従前のおり、変わりございません。

なお、施行期日は公布の日（127ページで訂正）といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第43号**

**○議長（松尾勝利君）**

次に、日程第6．議案第43号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

#### ○企画財政課参事（寺山靖久君）

補正予算書と議案説明資料に基づき説明を行いますので、お手元に準備をお願いします。議案書は85ページとなっております。

議案第43号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。お手元の補正予算書をごらんください。

1ページのほうをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に364,642千円を追加し、補正後の総額を14,319,370千円としたものでございます。

2ページをお開きください。2ページから6ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

7ページをごらんください。地方債の補正について御説明いたします。

追加分の災害復旧事業は、6月、7月の豪雨災害に伴うものでございまして、4,700千円を補正いたしております。変更の臨時財政対策債は、発行可能枠の確定に伴い、4億円から459,510千円に、59,510千円の増額となっております。

8ページから10ページにつきましては、今回の補正の事項別集計表でございます。

11ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明いたします。

8款1項1目の地方特例交付金は、交付額の確定に伴い、3,180千円増額いたしております。

12ページの9款1項1目の地方交付税は、普通交付税につきまして交付額の確定に伴い、36,011千円減額いたしております。

13ページをお開きください。

11款1項. 分担金は、1目. 農林水産業費分担金、3目. 災害負担復旧費分担金で、総額3,475千円を増額いたしております。主なものは、市単林地崩壊防止事業分担金が177千円の増額、6月、7月の豪雨災害に伴う農地農業用施設災害復旧事業分担金が3,298千円の増額でございます。

15ページをお開きください。

13款2項5目. 教育費国庫補助金は、国宝重要文化財等保存整備費補助金を748千円増額いたしております。

16ページの14款2項の県補助金は、総額14,643千円を増額いたしております。主なものにつきましては、4目. 農林水産業費県補助金で、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金



700千円増額。5目．商工費県補助金で、消費者行政活性化事業補助金580千円。佐賀県公衆無線LAN等環境整備事業補助金592千円を計上。7目の教育費県補助金で、身近なユニバーサルデザイン推進事業費補助金を1,800千円増額し、さらに8目．災害復旧費県補助金で10,825千円を増額いたしております。

17ページをお願いします。

基金繰入金の補正でございます。学校教育諸活動参加補助金のためや電子黒板の配置計画の見直し等により、ふるさと人材育成支援基金繰入金を1,493千円減額し、公共施設建設基金を13,000千円増額いたしております。

18ページの18款．繰越金は、平成25年度の決算額が確定いたしましたので、296,282千円を繰越金として補正を行っております。

19ページをお開きください。

雑入の補正でございます。総額6,605千円の増額で、主なものにつきましては、平成25年度エイブル指定管理委託料返還金5,269千円、市民会館指定管理委託料返還金948千円を計上いたしております。

20ページの市債は、5目、6目の合計で、64,210千円を増額いたしております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、議案説明資料により説明いたしますので、別冊の議案説明資料をごらんください。

議案説明資料の45ページをお願いします。

45ページから47ページにつきましては、今回の補正の増減比較表でございます。

48ページをお願いします。

48ページから49ページにつきましては、今回の歳入内訳でございますが、先ほど御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

50ページをお開きください。

歳出の説明を行います。

歳出につきましては、新規事業及び特徴的なものを中心に御説明いたします。

ナンバー2の基金積立金管理事業は、地方財政法第7条の規定によりまして、決算剰余金のうち2分の1相当額を基金に積み立てることとなっております。平成25年度決算剰余金296,283千円の2分の1相当額150,000千円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

ナンバー4のインターンシップ受入事業は、釜山外国語大学からインターンシップ受け入れ経費441千円を計上いたしております。

ナンバー7の一般社会福祉事業は、平成25年度事業の精算に伴う国庫返還金を45,495千円計上いたしております。主なものは、身体障害者自立支援給付費等の返還金でございます。

ナンバー8の市民交流プラザ事業は、嘱託職員報酬等、市民交流プラザの運営経費を21,791千円増額いたしております。

ナンバー10の地域子育て支援センター事業は、市民交流プラザ開設に合わせ、土曜日、日曜日も開設することによりまして、指導員報酬等3,211千円を増額いたしております。

ナンバー11の水痘予防接種事業は、平成26年10月から定期予防接種化に伴いまして、新規に10,875千円を計上いたしております。

ナンバー12の肺炎球菌予防接種事業も同じく平成26年10月から定期予防接種化に伴いまして、新規に5,598千円計上いたしております。

ナンバー15の有明海再生保全事業は、全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会が9月30日、10月1日の2日間にわたりまして、エイブルにて開催されますので、交付金400千円を新規に計上いたしております。

52ページをお開きください。

ナンバー17の衛生処理施設運営負担金は、鹿島藤津地区衛生施設組合負担金の確定に伴い、21,479千円減額いたしております。

ナンバー18の耕作放棄地対策事業は、耕作放棄地の再生に対する補助金900千円を新たに計上いたしております。

ナンバー19の施設園芸用燃油高騰緊急対策事業は、燃油高騰に伴い、省エネ資材等の導入補助金3,192千円を新規に計上いたしております。

ナンバー20のさが果樹産地強化対策事業は、ミカン栽培用マルチ資材等の購入費補助金716千円を新規に計上いたしております。

ナンバー23の活性化施設整備事業は、活性化施設海道しるべの駐車場整備費12,000千円を増額いたしております。

ナンバー24の市単林地崩壊防止事業は、豪雪、豪雨による倒木、転倒根株の除去や崩土の除去費710千円を新規に計上いたしております。

ナンバー25の観光客誘致対策事業は、道の駅ほかにWi-Fiアクセスポイントの設置工事費ほかで1,490千円増額いたしております。

ナンバー28の常備消防事業は、杵藤広域消防負担金の増に伴いまして、11,853千円増額いたしております。

ナンバー29の新世紀センター（仮称）建設事業は、福社会館解体経費45,000千円を増額いたしております。

ナンバー31の児童奨励対策事業は、鹿島小学校への九州吹奏楽コンクール出場補助金318千円を計上いたしております。

54ページをお開きください。

ナンバー35の生徒奨励対策事業は、中体連九州大会、全国大会への出場補助金1,895千円

を計上いたしております。

ナンバー36の公民館一般経常経費は、自治公民館トイレ洋式化補助金ほかで、2,496千円を増額いたしております。

ナンバー40の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、6月、7月の豪雨災害の復旧事業として、農地2カ所、施設6カ所分、20,338千円を補正いたしております。

最後の予備費で199千円の減額調整を行っております。

今回の補正の主な内容は以上でございます。

56ページには市債の現在高調書を掲げております。

一番下の合計欄の右から2番目に9,244,834千円とありますが、この額が今回の補正後の一般会計における市債残高見込みでございます。

その右側が、前年対比で986,310千円の増となっております。

57ページには、基金の状況を掲載いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

#### ○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。11番水頭喜弘議員。

#### ○11番（水頭喜弘君）

何点か質問をさせていただきます。

一般会計補正予算（第2号）の28ページ、この衛生費の中の2番の予防費の中に、今、説明であったとおり、定期接種化になった水痘ワクチン予防接種委託料、それからもう1つが高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料についてお伺いします。

特にこの高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、私もずっと一般質問等で質問いたしまして、やっと定期接種化になったかという気もします。ただ、残念ながら、これは水痘ワクチンの場合には多分無料化ということになりますけれども、この高齢者については負担金があるんじゃないかと思っています。

まず、最初の水ぼうそうですね。この件に関しては、先ほど申しましたとおり、2014年10月から実施されるということで、あれは確かに毎年100万人近くが感染して、かゆみ等があらわれると。そして、そのうち4,000人が入院され、その中で20人が現在では死亡されている現状じゃないかと思えます。特にワクチンは1歳から2歳までに2回接種するということになっています。この件は無料化になるということです。

もう1点、肺炎球菌ワクチンは、以前から申し上げており、高齢者が重症化しやすい、肺炎の約3割が引き起こすとされていることで、特に65歳以上で1回接種するということになっているんじゃないかと思えますけれども、この件で、特に2番目の成人用肺炎球菌ワクチンのことについて、26年から30年の接種対象者は5歳刻みということになっておると思えます。65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方を対象に接種ということ

になっています。ただ、26年度のみは101歳以上も対象となるということになってきていると思います。それからまた、平成31年度以降には、65歳の方のみが接種になるということで、国のほうからも説明が来ているんじゃないかと思います。

ただ、これはチャンスが1回ということですよ。そういうことでありますけれども、対象者はさっき述べましたけれども、特に水ぼうそうの場合には無料化ですけれども、この高齢者のワクチンの場合には、今回、鹿島市では、7千円から8千円近くかかっても、そのうちの負担が出さなければいけないかと思うんですけど、その負担金あたりはどれくらいになっているんでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

田崎保険健康課長。

**○保険健康課長（田崎 靖君）**

お答えします。

議員おっしゃられるとおり、10月1日から予防接種法の施行令の改正に伴い、高齢者の肺炎球菌の予防接種が定期化をされました。今回、鹿島市では、自己負担額の考え方を従前よりかかる費用の3割程度をめどに自己負担の設定をいたしております。今回、高齢者の肺炎球菌におきましては、約9千円程度の予防接種の費用がかかります。現在、計画しております自己負担の金額につきましては、2,500円を予定いたしております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

今回、1人当たり2,500円程度の自己負担ということで今言われました。私はこの件に関しては予防医療の立場で、今さっき言った、これ接種するのとしらないのでは全然違うということで、ずっとこのことで私は一般質問あたりでもずっと述べてきました。今、課長は、大体9千円近くかかるということと言われましたけれども、これは少し費用に関しては幾らか上限があるんじゃないかと思います。9千円以下ぐらいでされるんじゃないかと思います。その2,500円が負担するということですが、鹿島市の場合には、これは新たに任意というんじゃなくしてね、新たに任意ということは今までなかったわけでしょう。要するに、この肺炎球菌ワクチンを新たにこれが国の制度として定期接種化になったということで、以前からここに関して補助をやっているということはなかったわけでしょうがね。そういうことで、今回、新たに2,500円程度ですけれども、刻みが5歳刻みということになっています。ということで、これは今さっき申し上げたとおりでございますけれども、この2,500円をほかの自治体と比べた場合に、この任意接種化されている任意の場合と、鹿島市のように、新たに国の制度の中で無料定期接種化になったということで、自治体によっては、受診者が、

受ける方が、要するに無料もできる自治体も出てくるんじゃないかと思いますがけれども、鹿島市の場合はそういうものはありませんので、例えば、2,500円でも、3千円とか幾らかでも、今まで国のあれはなくてもされていた分もあります。ところが、今回は2,500円ということですがけれども、この件に関して、ほかの自治体と比べた場合に、鹿島市は負担が高いのか安いのか、どのように計算、3割ということに計算されると思いますけど、その点、ほかの自治体の例から見てどうでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

現在、県内の各市町に照会なりという形でいたしております。まだ予定の段階ではございますが、ほぼ大多数のところは2,500円ということになります。中にはそれよりも高いところで予定をされているところもあるようでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

先ほども申しましたとおり、予防医療の立場から、要するにこれを接種することによって、今、大体鹿島市で1人当たり300千円ちょっとぐらいかな、医療費がかかっているのがですね。大体県内では鹿島市は安いほうと思うわけですよ、350千円ぐらいかかっているところもあります。安いほうです。その中で、これからは予防医療の時代、介護予防も一緒、予防医療。これをするによって医療費の削減が望まれるわけですよ。今回は、この削減が私は期待されると思います。その中で、ほとんどの大多数が2,500円か、それともそれを上回る自治体もあるということで、今、課長、説明されましたけれども、市長にお伺いします。いろいろ今まで私は市長のほうに対しても予防医療の立場から質問をしてみました。その中で、特にこの肺炎球菌ワクチン、特に高齢者ですね、小児医療もあります。でも、その高齢者に対しては、今いろいろとこの予防医療に対して力を入れていただきたいと思うわけですよ。そのために、2,500円と設定されているけれども、これは約3割ということで、今、課長のほうで言われたけれども、これをもう少し負担を安くすることによって、プラスアルファの面が余計出てくるんじゃないか。接種される方が今、大体どれくらいおられるのか。そして、それよりも、もっともっと定期接種化になって、される方がふえるんじゃないかという思いがしますけれども、この点に関して、どのように市長お考えですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

ちょっと長くなるかもしれませんが。

まず、医療費の削減、これは大変大きな課題というか、せんといかんという話ですよ。もう1つ、じゃあ、そのための手法は何があるだろうか。一番いいのは、やはりかからないことですけれども、やむを得ずそういうことになるのであれば、どうやって予防していくか。これは予防注射の接種とか、それから日ごろの健康のためのいろんな運動なりということでもカバーをするということになるんじゃないかと思います。その場合に、今、問題になっております予防接種でございますが、これは2つポイントがあるんじゃないかと思います。1つは、どういう病気を対象にするかということですよ。もう1つは、どういう人たちを対象にするか。そのときに、小さいときにやらないと効果がないもの、あるいは特定の年齢のときにやらないと効果がないものもございしますが、肺炎みたいに高齢になられた方に非常に大変な影響を与えるというものがあれば、そこを対象にやると。一般論としては、そういうことではないかと思います。

その際に、じゃあ、やたらと予防ばかりしよつても、これは経費がかかるに決まっている。そして、効果的にやるには、さっき言いましたように、どういう対象者に、どういうステージで、どういう予防接種をやるかということになろうかと思えます。

今、言いましたように、いろんなバリエーションありまして、小さいときにやるもの、それから一定のステージでやるものありますから、これは比較検討しながら、それでカバーできる医療費との見合いで我々は決めていかないといけない。

それから、やはり誰も健康というのは望ましいものですから、この地域に住んで、何かほかのまちとは違った形で、そういう行為が享受できないということになれば、それは大変残念なことでありますから、そういうバランスとかいろんなものを見合いながら、どういうことをやっていくかということを決めていくことではないかと思えます。

今回、補正でこの2つについて、我々としては一定の判断をしたもんですから、ぜひ予算編成の了解をいただきたいと、そういうふうに提案をしている限りでございます。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

確かに市長、予算を決める中でそういう思いをされていることはわかります。ただ、一つ市長が言われたとおり、私は予防に経費をかけるか、例えば、病気にかからないようにすると。これは当然、人生にとって健康寿命がいかに大事かというのは、これはもう市長もおわかりだと思います。その中で、運動療法ですね。運動をしたりすることによって、またそういう――今、保険健康課のほうでは、運動療法とか、水中何とかといろいろされています。今回も、ピオにできるセンターの中で、いろいろな運動の機械の設置とか、そういうことで

また健康寿命を延ばすことは、これは皆さん、一番もう願ってもないことじゃないかと思えます。

そういうことで、私が申し上げたのは——これは大変いいことです、定期接種化になったということはいいことです。鹿島市で1人当たり9千円出せと言っても、かなり今までは拒まれて、私、幾ら質問しても、国のほうで何とかできたときにこれをやりましょうということで、全て答弁がそのようになっていたんじゃないかと思えますけど、ほかの自治体と比べても大体そういうものじゃないかと思いましたので、いろいろ考えをさせていただいて、定期接種化になったばかりですので、今後これがずっと進んでいく中で健康寿命あたりが問題に、私も今度一般質問にも上げています。そのようなことでよろしく願いをしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**○議長（松尾勝利君）**

午前中はこれにて休憩をいたします。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

**○議長（松尾勝利君）**

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けますが、冒頭、議案第42号に対する執行部からの説明の訂正の申し入れがっております。これを許します。有森都市建設課長。

**○都市建設課長（有森滋樹君）**

訂正をさせていただきます。

議案第42号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての説明の中で、施行の期日を公布の日と申し上げましたが、平成26年10月1日の間違いでございました。訂正しておわび申し上げます。済みませんでした。

**○議長（松尾勝利君）**

それでは、議案に入ります。

午前中、議案第43号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算の審議を続けておりましたが、11番議員水頭喜弘議員の質問が続いております。続けてお願いします。11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

午前中、ワクチンの件で質問したとき、市長のほうから答弁もいただきましたけれども、もう1点ちょっと忘れていましたので。

1つは、これは2,500円というのはインフルエンザと一緒に。要するに、病院の窓口で払えばいいんじゃないかと思うんですけど、問題は対象者、今言ったけど、要するに限定して、接種できる方とできない方とか、年齢は別にしてですね。それからもう1つは、その医療機関あたりがどの医療機関で、市内の医療機関で全部できるのか、その点をよろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

お答えします。

窓口払いにつきましては2,500円、受診された病院のほうで自己負担という形になります。それと、実施の医療機関でございますが、10月1日からの実施という形になりますので、今、県の医師会のほうで取りまとめをしていただきまして、県内、インフルエンザ等と同じ形で県内どこでもできるような形ということではやりますが、実施の医療機関を今、取りまとめさせていただいておりますので、それが決定次第、お知らせをしていくことになると思います。

それと、対象者につきましては、先ほど議員おっしゃられるとおり、本則は65歳の方ということで、今年度から5年間につきましては、5歳刻みの方を5年間やっていくということとで全ての方を対象にやっていくという形になりますので、対象の方には個別にお知らせをしていくということで計画をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

わかりました。次に行きたいと思います。

説明資料の53ページ、先ほど財政課参事のほうからいろいろ説明いただきましたけれども、その中で、53ページの25番、商工観光課の件です。この中で、Wi-Fiアクセスポイント設置工事ということで予算が計上されています。この中に、道の駅ほか5カ所とありますけど、この5カ所というのはどういうことですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

5カ所といいますのは、市内の観光場所として祐徳門前の商店街と肥前浜宿の酒蔵通りですね。それと、あと道の駅、この3カ所に2カ所が祐徳門前商店街のほうに2カ所、あと肥前浜宿の酒蔵通りに2カ所、それと、道の駅に1カ所というふうに予定しております。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

市内の特に重要なポイントに計画されて、門前商店街、浜宿、道の駅、計5カ所されるということでわかりました。特に浜宿あたりには観光客が年々増加していますので、使い勝手



のいいように、このあたりはよろしく願いしときます。

次に、29番、新世紀センター（仮称）建設事業について、福祉会館の解体工事費ということで予算が計上されております、これ45,000千円ですかね、計上されております。一般で32,000千円ということで計上されていますけれども、この件に関しては、いつも議論をずっと重ねて、また一般質問等でも新世紀センターの場所等は今まで言ってきましたけれども、ようやく場所等が決定して、福祉会館の解体ということまでめどがつきつつあるんですけども、問題は、あそこの一般質問等でこの前の説明の中では、進入口を3カ所ということで、今までずっと言われてきました。そこの中で、今回、私が疑問に感じるのは、この解体工事をされるときに、工事の進入道路はどのように計画をされているのか。そして、これがいよいよ本格的に、このセンターができたとき、これが決まってくると思いますので、まず、この点からお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

現在、福祉会館の解体には、市民会館の裏手の道があります。そこをちょっと広げまして、そこから進入路を確保したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

裏とは消防車庫のあそこのほうから進入ということですね。あそこはかなり道幅も、やっぱり大型車あたりが工事車両も入ってきますし、普通の道幅では厳しいんじゃないかと思えますけど、その点は大丈夫ですか。それでされるということで理解してよかですかね。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

今、市民会館の裏手の道が2.8メートルぐらいあります。これを4メートルほどまで拡幅して、そして、そこに進入路を確保したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

歩道まで合わせて4.8メートル、4メートルということでわかりました。今、トラック等が大体2.5メートルありますので、車幅がですね。だから、それにプラスアルファして大体3メートルぐらい、まず、トラック進入道路が必要だと思いますし、それを合わせて4メー

ルということですね。わかりました。

あと、ここのあたりの進入は、あそこは道路のほうから直接は、今、一方通行で入ってこられんですよね。要するに、一回役所のほうの手前まで来て、市民会館の前を歩いていくというごたる順路になると思いますけれども、そういうあれで、事故等が起きないようによろしくをお願いします。

それで、こう決まって、解体が行われ、いよいよ新世紀センターの建設に向けての工事が始まると思うんですけど、じゃあ、正式にこれが3カ所と示された中のこれは一体どこの場所に当たるんですか、その点お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

今、新世紀センターが完成した場合のルート、進入路を3つほど案を持っております。これにつきましては、実施設計を今、行っておりますので、実施設計の中では将来的な計画も含めて決定をする必要があるというふうに思います。そして、今度、市民会館の裏手のほうの道の拡幅をいたしますが、その道もできれば有効に活用ができるというふうに考えております。どこのルートがメインになるかは、先ほど申しましたように、実施設計の中で決定をしていきたいというふうに考えます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

じゃあ、今の話では、そこに決まる可能性は将来わからないと、実施設計の中でですね。というのは、じゃあ、そこに決まらなかったら、そこを残すという形になっていくと思いますけど、ただ問題は、あとの2つに関しては都市公園で、あの件でかなり時間的にも余裕がないんじゃないかと思いますが、その点も踏まえて、一応、案あたりは出しておられると思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

議員御指摘の都市公園の問題に係るのは3つを示したうちの、いわゆるA案で、市庁舎の裏側に入る道路ですね。そこが、陶芸教室がある部分は今、都市公園の用地取得ですね、そことの関係はありますが、真ん中のルート、または市民会館の背後のルートですね、そこは都市計画とは直接関係ありませんので、その問題ではないかというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

ここが完成したら、そこに4階には当然、県の施設が入ってきます。そうなったら、かなりですね、当初の計画からすれば、4階建てということで、その中の1階を利用されるということですから、そして農林だけということ限定されるけれども、何百人かの方がそこに見えられる。それで、そこで今度は、朝のラッシュ時とか、それから交通機関、車の問題とかいろいろ出てくるんじゃないかと思うんですよ。これはJRで来て、そこで来られて、交通機関を使われたら、この問題は少し解消してくるんじゃないかと思いますが、そういう思い勝手のような鹿島市ばかり言い分も通らないんじゃないかと思いますよね。そういう中で、そのあたりも鑑みながらやっていかれないといけないんじゃないかと思います。

そうなったら進入路をですね、例えば、今あった工事車両のこの4メートルの拡張したところを使うとなれば、そのままじゃいけないし、それなりのまた方策も要るんじゃないかと思うわけですね。その点も考えながら、ただ1つ、その一方通行路は大体普通車が通るぐらいの、ちょっとという感じですね。たまに高齢者の方がね、高齢者と言うと失礼ですけども、一方通行を間違えて進入して入られる方が、私、見やる中でも何人かおられました。それで、目の前でしたときには注意するが、注意したときにはもう入れてしもうとるわけですね。向こうからたまたま来よらんやったけんよかったですけども。そういう問題も出てきますし、その点もいろいろ十分考えながら進めていかれないといけないんじゃないかと思います。この件に関しては一般質問でも上げていますので、またいろいろとお聞きして、そのときまたお聞きしていきますので、きょうはこの辺で終わりたいと思います。

次に行きます。

申しわけありませんけど、今度は第2号の30ページ、ここに農政事業費、3目の中の活性化施設倉庫新設工事、また、7目には活性化施設駐車場造成工事というとば上げられています。駐車場に関しては私たちが、そこが落成したときに、ここに駐車場の増設がありますよという説明は一応聞いていましたけれども、その場所に駐車場をして何台ぐらいできるのか。それからもう1つは、その倉庫あたりの件についてお聞きをしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**○議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

お答えいたします。

まず、活性化施設の倉庫新設工事でございますけれども、その下の欄に備品購入費で活性化施設事務室等備品ほかということで書いておりますけれども、当初は、その倉庫を備品購入費で計画しておりましたけれども、基礎工事等が結構必要になるということで、新設工事のほうで倉庫を設置したいと考えております。

それと、駐車場の件でございますけれども、建物の東側になりますか、このところに駐車台数で18台の工事を予定しております。今回の12,000千円の造成工事で切り土、盛り土を行いまして、必要な排水対策、U字溝とか、駐車場周りの防護柵設置、それとアスファルト舗装を行いまして、18台の駐車場を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

今、説明されたのは、私たちが現地を視察したときの説明のとおり、そこに盛り土をして、されるんじゃないかと思えますけど、かなり盛り土をしなくちゃいけないですよ、あそここの場所やったらですね。12,000千円ということで上げられていますけど、駐車台数が18台ということで、スペースを設けるということで、今回、計上されていますけれども、あそこは今現在、使用状況はどれくらいぐらい、今、見られているか。土曜から日曜の間に、その曜日によっても違うと思えます。たまたま私、月に何回か諫早あたり行くんですけど、それでよう農道を利用するわけですよ。そこで、あらどれくらいかなという車の台数とか見ますけど、もう何台かしかとまっていなくて、多くとまっているときがあるんですけども、そういうあれで下のほうからちょっと上がればすぐ見えますので、そういう中で、今の利用状況というか、それから車の台数と、どのようになっているのか。景観とか、使い勝手がいいように盛り土をされるのか、それとも——どういう計画でここに至ったのか。18台というスペースで12,000千円かけられるですけども、当初からこの計画やったら、当初からこのようにして、あそこを購入されていたら、その中でできなかった——今、何でここをしてね、というのは利用者がふえているからやられたいのかどうかですね、その状況あたりをお伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

私のほうからは、今の活性化施設の利用状況についてお話をしたいと思います。

4月30日にオープンいたしまして、8月末日までの状況の御報告をさせていただきます。来場者数につきましては、トータルで2,201名の来場者になっております。これにつきましては、施設のほうに来られて、記帳をしていただいた方の数字でございます。施設のほうに入らなくて、あそこから眺望だけ見て帰るというふうな方は、この数字にはカウントはいたしておりません。

施設の利用人数ということで、大会議室、小会議室、加工研究室がございます。この利用につきましては、4月30日から8月末日までは688名という状況になっております。非常に

眺望がよいということで、土曜、日曜につきましては、時間帯によっては駐車スペースがないというぐらいのお客様が見えられているというふうな状況にはなっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

今現在の駐車場の状況でございますけれども、今現在、全部で23台分ございます。大型車が1台、それとハートフルということで身障者の方対象が1台で、あと普通車21台ですね、全部で23台ございます。それで、駐車場の確保についてでございますけれども、今ありましたように、会議室が最大50人利用できます。それと加工室ですと、最大40人ですね。ですから、同時使用あれば、90人ということになるんですけれども、そこまでは利用があるかどうかわかりませんので、今ありましたように、この18台を整備すれば、41台分の整備ができますので、今後についてはその利用状況を見ながら、整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

土日に特に限ってなったら大変厳しい状況ですけれども、ふだんの日も割と車は——見た感じではね、私は時間帯もそんなに、いつもそこに待機するわけにはいきませんが、少ないときもあるし、90人ということは最高見積もってそういう状況が生まれる可能性もあるということをおっしゃったんじゃないかと思えます。確かに、その活性化施設に用事がなくとも、中に入れなくても景観上、景色がいいんですよ、あそこはですね。あそこに上ってきて、あそこの有明海を見られたりなんかする人も何人かおられると思えますけれども、そういうことも含めてやったら、かなりまた多くなるんじゃないかと思えます。私の場合は、残さんで、そのときに造成しとったらよかったのに、何で今さら、どういう理由でされたのかと不思議に思いましたので、ちょっとお聞きしてみました。

以上で、この件は終わりたいと思えます。

最後に行きます。

済みません、前に戻って28ページ、ここに全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会交付金400千円ということで環境保全費のほうで当てられています。要するに、今回のラムサール条約で北鹿島の新籠地区ですか、そこの中の場所の設定あたりを——場所が決まる以前からありましたけれども、要するに、そこにシギ、チドリが飛来して、そこを休息地として上げられて、特にされているんじゃないかと思えますけど、今後ここに限定して、このラムサール条約ということで進んでいくんじゃないかと思えますけど、これはここだけにするという

ことで、ほかに条件とかなんとかは——ほかのところにもしもシギ、チドリが飛んできて休憩の場所となったとしても、ここだけに適用がされるのか、それとも、ほかの場所でも適用がされるのかということですよ。

というのは、何でこれをお聞きするかというと、先日、浜で会議がありました。その中で、浜川の下流域の三角州というのですか、あそこはもとは花火大会が行われた。そこに土砂あたりが堆積して、多分それを除去してくれるということでいろいろ浜のほうからもあっていたんじゃないかと思いますが、なかなかそれが進んでいかないという中で、ダイオキシンの問題とかいろいろあって進んでいかないということで、そこで今、工事をされています。ところが、工事をされていたにもかかわらず、あそこに生えているヨシとか、いろいろあります。そのあたりを勝手に切っちゃだめだということと言われたと、なぜかというたら、そこにシギ、チドリとか飛来してくるから、その三角州の一部にくいを打って埋めるのはいいけれども、そこを余り勝手にいじっちゃいかんということで話を聞きましたけど、この話について、どこから言われたのか、浜のほうにはそういう説明を聞きましたので、何かわかりですか。その点、もしあれやったらよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

ここに載っております全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会交付金でございますけれども、これは全国シギ・チドリ類のネットワークというのがございまして、これが環境省の主導で、初めて、第1回目でございます、鹿島市で行われるというふうになったわけでございます。これは、シギ、チドリだけではなくて、ガンやカモのグループ、それから、ツルのグループと、こういうふうな3つぐらいのグループに分かれまして、全国で交流大会を行っているということでございます。

それと、先ほど申されたのは、多分、シギ、チドリ類の中でも絶滅危惧種でありますクロツラヘラサギのお話だったと思います。あそこに来ておりますのは、全世界でも2,000羽ぐらいですかね、確認されていないクロツラヘラサギという種類のヘラサギでございます。これが30羽ほど、越冬時期にすみかとして使っているという情報が入っております。そのことではないかというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

ヘラサギがそこに飛来するというので、環境省のほうからいろいろあっているんですけ

れども、私が聞きたいのは、じゃあ、そういうところはもういろいろいじっちゃいかんということになるわけですか。要するに、工事はいいけれども、そこにいろいろ生えているものに対しては、そこは飛来地ですので——例えば、そこを造成じゃなく、私たちは本来ならば、そこを完全に除去するという思いだったんですけど、それはできないと。そいぎ、できなかったらというけど、要するに今、工事が行われているわけですよ。最小限にくいを打って、そののあいたところにずっと土砂を、5.8メートルぐいですかね、くいが大体5.8メートル、大体満ちたときで高潮で6.1メートルぐらいと。だから、その範囲内で、そこに生えているものに対しては手をつけちゃいかんていうことと言われたということを知っているわけですよ。その点は御存じかということを知っています。

**○議長（松尾勝利君）**

栗林環境下水道課長。

**○環境下水道課長（栗林雅彦君）**

先ほど申しますとおり、クロツラヘラサギの飛来地として、そこがねぐらとなっているということは承知いたしております。ということで、そこに対する規制が何かあるかと申しますと、それはモラルの問題であって、どこまで基本的に、絶対何かできないとかというのは、そこがもしクロツラヘラサギの巣であったとすれば、絶滅危惧種で、しかも亜種でございますから、もうほとんどいないわけですね。これに対する保護措置はとられるべきだというふうに考えているところでございます。

ただ、ねぐらでございますから、そこで卵を産んで繁殖をしたりするということではございませんし、また規制がかかっているところではございませんので、私どもとしては、なるべく配慮をしていただきたいというふうなお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

11番水頭喜弘議員。

**○11番（水頭喜弘君）**

それはですね、できないということはね、規制か何かかかったから、要するにそこを除去することができないということで理解しとるわけですよ。それが今の課長の説明では、ねぐらとかなんとかやったら、どうでもモラルの問題ですよというたら、じゃあ、逆に言えば、そこは全部できるんやったら撤去していいかということの議論になりますよ、それでよかわけですか。

**○議長（松尾勝利君）**

栗林環境下水道課長。

**○環境下水道課長（栗林雅彦君）**

そこについては規制はございません。ですから、そういうこともできるとは思いますけれ

ども、鹿島市としては、シギ・チドリネットワークに入っております。ただ、範囲は新籠の潟の地先のところでございます。ですから、それ以外のところについては、鳥獣保護区も何もかけておりませんので、規制はかかっていないということでございます。ですが、環境省としては、そういう希少種が来るところをこういうことをされるというのは、非常に腹立たしいことだろうなというふうに考えるところでございます。それだけのことです。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

環境省の立場と地元の立場とは違うんです。地元としては、それを取る。だから、私たちは浜川の期成会でお願いして、県、整備局にも行くけれども、あそこは港湾課、課が違うんですよ、縦割り行政。だから、これは港湾課の仕事ですと。だから、浜川期成会のあれでの予算とかあれにはちょっとそれはできませんということで、じゃあ、私たちも本格的にね、もう整備局に行きます。それから、もしできなかつたら国のほうでも行って、私たちは戦いをやりますよ、そうなったら。これはもう規制も入っていません。もうよかですよ、いつでも、撤去できるあれがしたら全部よかですよということでは、私たちが浜のほうも漁業者の方もそれはもう安心されますよ。そしたら、私たちはその戦いやります。そういうことで理解してよかですね。そいでよかつたらもう終わります、これで。

○議長（松尾勝利君）

答弁ありますか。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

先ほど申しましたとおり、規制はかかっておりませんので、できることはできると思います。

ただ、今、自然に優しい鹿島とか、いろんなことを申し上げているわけでございます。そういった鹿島につきまして、こういったことがどんどん行われるということになりますと、いろんな意味で問題が起こるんじゃないかなというふうなお話をしているわけで、規制はありません。

○議長（松尾勝利君）

11番水頭喜弘議員。

○11番（水頭喜弘君）

そのように言われたから、本当はね、本来ならば、どのようにして土砂が堆積したのか、潟が。それは例えば、いろいろ条件があると思いますよ。もうこれは私、栗林課長に言いませんよ。要するに、条件があつて、ずうっとたまってきて、今もうどうしようもないような状況に今あるわけです。それで、これを何とかしてくださいというのが浜の漁業者の皆さんの考えですよ。これは伊東議員も、以前にもこういう質問されました。そして、先日の浜の



振興会でこの話がちょっと出ましたので、厳しいなというて言われたもので、おかしいねって、何でかねという話が出ました。だからね、ここで何てろ条約ですよって言われたけん、これラムサール条約のあれじゃなかですか、ああ、そうそうというて言われたわけですよ。それで結局は、じゃあ、もうこうなったら、今のあれやったらモラルの問題とか、環境の問題とか考えるのは、やっぱり行政側とかなんとかは考えると思いますが、でも、我々としては、地域の人、また漁業者の立場からすれば、これが何も関係なく、そこも全部刈り取っていいよってなれば、それはもう即とですね、そういうふうに工事も、今、大型クレーンが入ってやっていますが、そういうとはまた条件が違ったなど、これはこのままでされるなどという思いが、今、浜のケーブルで見ておられる方は、そう思われますよ。私もそう感じましたので。

もうびっくりしたですよ、何で規制がかかってされんけんて言われたかと。おかしいなと思うてですね。そしたら、ラムサール条約というのは、これはもうどこでん——そこでの議論ですよ、その場でしたのは、もうそこがとまるところは全部網がかけらるってばいねという感じに、いやいや、課長はそが言われるけど、そういう思いの人の、わかるですよ、これはね。網ばかけるのはそこだけです。でも、こういう議論に展開してくるといってばわかってください。だから、こういうふうにして、ここに議論が先日生じたわけですよ。

また伊東議員が詳しいので後でされるんじゃないかと思うんですけども、私はここで終わりたいと思いますけど、大体、ああ、こういうもんだなという結論はいただきましたので、あとこれに向かって、私たちも浜川期成会として、今度は国交省または県の整備局に行ったとき、この話もして、港湾課にも行たて今度お願いをして、これが撤去できる条件ができたらお願いして、一日も早く、少しでも、これはたまったものはよそに持っていかれないということ聞いていますので。ただ問題は、さっき言ったごと、ダイオキシンの問題もありますので、ここを解決したら、これは有明海上どこにでも置かれますので、放出できますので、そのあたりはまた今からの、私たちの戦いじゃないかと思えます。

そういうことで、一応、きょうは一つの答弁をいただきましたので、少し安心して帰ります。

これで終わります。

**○議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

2点質問いたします。

議案説明資料の50ページです。情報システム管理費についてであります。

今回、杵藤広域電算センター負担金ということで3,052千円ということで上げられております。この点について、まず、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

情報システム管理経費の3,052千円の補正の内容についてお答えをいたします。

内訳としまして、まず300千円は消耗品ということで、プリンタートナーが不足しましたので購入するという300千円と、もう1つが杵藤広域電算センター運営負担金、これは情報系のシステム、住民情報とか、印鑑証明、それと税情報、こういった基幹システムは杵藤電算センターのほうでシステムを構築して運営をしておりますので、それに対する運営負担金ということで、今回は補正額2,752千円ということでございます。

この内容につきましては、もともと当初の内示額というのがございまして、それに対して運営負担金を当初予算で組んでおりましたが、その後、広域圏の8月補正がありまして、それとの差し引きにより電算センターの運営負担金と、今年度は社会保障・税番号システムの改修、いわゆるマイナンバーですね。これの改修負担金が12,302千円あります。その分を差し引きいたしまして、電算センター運営負担金ということで2,752千円の増額の補正をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

マイナンバー制度についての情報処理をお願いする分の負担金ということです。この杵藤広域電算センターへの年度年度の予算であります。当初予算で24年度は30,000千円、25年度も30,000千円程度予算を組まれて、そしてまた、26年度に関しては57,000千円という負担金になっております。これは業務する上に当たって、執行部の皆さんとか市民のための情報、個人個人のデータを管理してもらっていますので、その負担金というのはわかるような気もしますが、今回、この補正で質問するのもあれなんですけれども、非常に予算が多くなって、そしてまた、マイナンバー制度が始まるに当たって補正も組まれたわけでありまして、一つ懸念するところはありますけれども、市民課に問い合わせいたします。

今、住民票とか、いろいろ印鑑証明書とかとる場合、手数料がかかってきております。この予算に関して手数料を考えてみますと、非常に安く、私たち、市民の皆さんは利用できるわけでありましてけれども、この電算センター負担金に伴って、この利用料が上がるとか、今後そういう計画があれば、御連絡ください。

○議長（松尾勝利君）

有森市民課長。

**○市民課長（有森弘茂君）**

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

マイナンバー制度等の実施によって、今、市民課が取り扱っております各種証明書の手数料がどうなるかということでございますが、これにつきましては、現在のところ、条例改正の予定はないところでございます。

以上でございます。

**○議長（松尾勝利君）**

3番稲富雅和議員。

**○3番（稲富雅和君）**

はい、わかりました。

市の予算全体を考えてみますと、本当にこの負担金というのは全体多くなってきておる部分があったり、減っている部分も多少あったりしますけれども、そこら辺と非常にチェックをする身としては、値上げというのは余りしたくありませんけれども、市の財政全般を考えてみますと、いろんな思いもするわけでありましてけれども、今のところは利用料、値上げはないということで少し安心しております。

そしたら、済みません、最後、次に移ります。

同じ資料54ページになります。伝統的建造物群保存地区の対策事業であります。

今回、修理費として補正が1,496千円、そして、この配分は一般財源2分の1、国2分の1となっております。この伝建地区の配分に関してはいろいろあるわけであって、8割が国の補助だったり、修理をする上で壁だけ――前回、富久千代さんですかね、壁だけが対象となり、幾分か補助があって修理をされたというのがあります。今回2分の1ということでありますけれども、いろんな種類、種類といいますか、区分け、制限があると思っておりますけれども、今回どうして2分の1なのか、御説明お願いいたします。

**○議長（松尾勝利君）**

有森都市建設課長。

**○都市建設課長（有森滋樹君）**

それでは、私のほうから説明させていただきます。

伝建の修理事業でございますけれども、かやぶきの場合ですが、全体の事業のうち80%が補助金で、20%が施主の負担となります。その補助金の80%のうち、その2分の1が国費、そして、県費が上限6,000千円、残りの部分を市費ということになります。

今回の事業でございますけれども、全体の事業費といたしましては1,870千円かかっております。そのうちの20%の374千円は施主のほうで支払っていただきます。その残りの分でございますけれども、県費につきましては、今年度分の上限6,000千円は充当済みでございますので、その残り、国費が50%ですので748千円、あとの残りを市で全額見るということ

で748千円というふうになっておりますので、結局、全体の20%が施主、残りの80%の40%が国費、40%が市費という形で今回の事業になっております。

なお、修理事業のかやぶきの場合は、施主の負担は10%で残り90%が国、県、市の補助金になるということでございます。また、防災事業につきましては、全体の50%が国費、残りを県費と市費で賄うということでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

ありがとうございます。この修理事業も大分進んできておると思っております。そしてまた、非常にまちのため、そして、活用しやすい補助事業だと思っております。今後の計画もずっとあると思いますけれども、今、目標に向けてといたしますか、達成率といたしますか、そこら辺、今の段階でわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

済みません、おくれて申しわけございません。事業費といたしましては、年間約60,000千円の事業を行っているところでございます。そのうちの助成額として53,000千円というペースで進んでいるところでございます。

全体の進捗率でございますけれども、ちょっと手元に持っておりません。申しわけございません。

○議長（松尾勝利君）

3番稲富雅和議員。

○3番（稲富雅和君）

変な質問をしてしまいましたけれども、進捗率も本当に必要だと思いますけれども、これはずっと伝建地区というのは鹿島市にとってPRの一つでもありますし、浜地区に関しても、酒蔵等々もありますので、ここはずっと計画をしていく必要があると思っておりますので、お客さんもふえてきておる中でありまして、ほかの市町にないようなすばらしい伝建地区をつくらせていただきたいと思っております。

補正に関しては以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

数点お尋ね申し上げます。

説明資料の50ページ、インターンシップ受け入れ事業として計上されております。これも

う少し詳しい内容を聞きたいんですけども、どういうことなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

インターンシップ受け入れ事業ですけども、これは2003年に鹿島市と大韓民国、釜山外国語大学校による官学の国際交流協定書というのを締結しております。これに基づいて実施をいたすもので、この協定書の中に両機関がどのような事業を具体的にを行うということで、協定を結んでおります。その一つが、鹿島市が釜山外国語大学校の学生に対して、当市行政にかかわる実地研修の機会を提供するというので、これに基づいて今回、釜山外国語大学校のほうで鹿島市のほうに実地研修をしたいという希望を今とられておりますので、それに基づいて鹿島市のほうで具体的には、過去3人ほど鹿島市のほうで実地研修をされております。それは、具体的には市の企画財政課のほうで受け入れをして、鹿島市のいろいろな事務内容とか、市民の皆様とかかわっていただいて研修をしていただいております。期間は3カ月ということで予定をしております。決まればですね、まだ今のところ打診があっている状況で、もしお決まりになられれば、多分11月から12月、1月の3カ月程度、鹿島市のほうで研修をされるということで、それに伴う費用をここに、家賃とか、そういった費用をここで計上しているものであります。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

じゃあ、こちらから行かれるというふうな予定とか計画とかはないんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えいたします。

これもこの協定書の一つに、釜山外国語大学校が鹿島市在住の学生が本大学、釜山外国語大学校のことですけども、こちらへ留学を希望する場合、鹿島市長の推薦を受けた上で協力をするというので、協定を結んでおります。そういった中で、過去には民間の方がお一人、市の職員が1人、留学というか、3カ月間研修をしております。これは、もし希望があるとか、こちらでぜひ派遣をしたいということであれば、そのときに対応をするということにしております。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

自己を高めるという意味で、ぜひとも職員の皆様の中からどなたか、はいと手を挙げてほしいぐらいの気持ちでございます。よろしくお願いします。

そしたら、次の同じページの8番、市民交流プラザ事業でございます。嘱託職員講習とか、臨時の職員さんの賃金とか上がっておりますけれども、市民の皆様はどういうものなのか、中身がどういうことになったのかを非常に高く期待されているみたいでございますけれども、運動施設ありますよね。そこをお年寄りじゃなくて、皆さん利用できるというところで、ちらほらと指導していただく人とか、データを管理していただく人を置いてほしいんだけどなみたいなことをお聞きしておるわけでございますけれども、その辺は利用状況を見て考えられるかもしれませんけれども、どうでしょう。そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

機能回復訓練室に指導者を置いてほしいというような要望が一部、団体等から出ておるとは承知しております。そういった要望があるということでございますが、まずは利用状況を見て、朝から夜まで、10時まで使用できますので、どの時間帯にどのような年代の方が利用されるか、そういった利用状況を見て、皆さんの意見を聞きながら、今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次のページの、51ページの15番、全国シギ・チドリ類ネットワーク交流会があるということで計上されております。最近、全国レベルの大会が鹿島で何回か続いておりますので、非常にうれしく思っております。次は何が第1回目であるのか期待するところでございます。

これはもう少し内容をですね、どういった内容で話をされていくのか、民間人も見に行っているのかとか、いろいろそういうことをちょっとお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

これは環境省が主体となりまして、全国のシギ・チドリのネットワーク、大体14カ所ほどあると思いますけれども、これの全国の交流会ということで、その関係の行政の方、あるいは日本野鳥の会の方、また、大学の先生等をお呼びして、講演講習会、講演会といった形で行うものでございます。

シンポジウムにつきましては、最初は同日に行う予定をいたしておりましたが、環境省のほうから自分たちの事業を優先していただきたいと。要するに、鳥の関係者の方、いわゆる日本野鳥の会とか、鳥に興味のある方は見に来てもらっても構わないんですが、できれば、その全国シギ・チドリのネットワークの中での研修会という部分が少し大きいので、シンポジウムは別にやっってくださいということでしたので、シンポジウムをまた別にこちらのほうで計画いたしますので、その際においでいただければというふうに思っているところです。

自由に来れないということではございません。その日に行いますので、パネル展示とか、こういったもの、それから、干潟展望館のほうにお願いいたしまして、クラゲの展示とか、市役所等を使いまして行いますので、1週間ほどですね、おいでいただければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

こういう全国レベルの大会がありますので、鹿島のアピールとしては非常にいいところだと思います。日本野鳥の会とか、本当にバードウォッチャーにとってみれば、有明海は宝の山みたいなどころなんでしょうけれども、こういうところでPRというか、広報のほうはどういうふうにかけていらっしゃるんですか、今回の場合は。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

これがですね、まだ中身的にはっきりしたのがこのごろでございます。やるということはわかっていたんですが、実際その中身がわかったのが本当にこのごろでございます。ようやく決まって、最初はこちらのほうからシンポジウムとか、それから、パネルディスカッション等を入れたものをやらせてくださいというお願いをしていたんですが、ちょっとそういうふうな派手なことはやめていただきたいと。環境省としては、そのシギ・チドリネットの方の交流会として使いたいということでございましたので、広報のほうもちょっと控えているところでございます。ですが、このシンポジウムとパネルディスカッションにつきまして

は、また日を改めまして、実行委員会のほうでまた行いますので、それは当然、市報、それから、データ通信、またいろんな媒体を使って、それからポスター等もつくりながらやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

じゃあ、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、次に最後に、53ページの観光客誘致対策事業のW i - F i についてお尋ねします。

今回、5カ所ということで一応予算を計上されていますけど、まだまだ鹿島には観光の名所ございます。旭ヶ岡公園とか蟻尾山とかありますけれども、あと市民交流プラザとかも今度できるので、そういうところにも設置するとか、今後の予定をお聞きしたいんですけども。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えいたしたいと思います。

観光地についてのW i - F i 設置につきましては、今回、5カ所設置しますけれども、それ以外についてもいろいろ市外からお客さんに来ていただいていますけれども、まず5カ所を設置しまして、その使用状況を見ながら今後検討していきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）

ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。これって月々の使用料なんかが必要になってきますよね、W i - F i はですね。これは予算的にどこに計上されるんですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

W i - F i 無線回線には月々の通信料が発生しまして、1カ所約13千円に消費税で5カ所、今回は設置してから3カ月程度と見込んでおりましたので、211千円を計上しております。

○議長（松尾勝利君）

4番勝屋弘貞議員。

○4番（勝屋弘貞君）



ぜひともこれも場所をふやしていただいで、月に1カ所、13千円もかかるということなんですけれども、ちょっと高いかなというような感もないでもないんですけれども、ぜひとも箇所をふやしていただいで、観光誘致がよくなるようにしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

私のほうからも何点か質問をさせていただきます。

補正予算書の25ページ、これは市民の方も少し関心のあることですので、誤解をしている方もいらっしゃると思います。確認の意味を込めまして、市民交流プラザにかかる維持費、管理費ですかね。当初、私たちが説明を受けたときには、市民交流プラザ維持管理費経費ということで、概算ということで年額32,000千円ぐらいかかりますよというのを受けておりました。今回、補正予算が出て、数字が出ています。まだ実働していないので、これも概算になるんだろうと思いつつ見ております。

前回の維持管理費と比べまして、金額を合わせていきたいと思いますが、これは需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、それから負担金、補助金及び交付金までの合計というふうに考えていいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

市民交流プラザの維持管理費ということで、当初お示ししました通知というのは、先ほど議員がおっしゃる需用費の8,730千円と役務費の296千円、それから、委託料の5,111千円、それと、使用料及び賃借料の27千円、それと負担金補助及び交付金2,281千円、これらを合わせますと、大体16,450千円になります。これが半年分の費用ですので、1年分に換算しますと、おっしゃる33,000千円程度ということになります。当初と変わらない数値ということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

わかりました。何か、共益費の負担金だけで32,000千円ぐらいかかるんじゃないかというような説明を受けている人もいて、非常に誤解もあったところです。これを見ると、需用費から使用料及び賃借料、ここまでは3階、4階分にかかるいろんな費用といたしますか、光熱

水費でありますとか、コピーの使用料だとかいうことで、3階、4階、市が使う分の費用だというふうに考えるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

そのように考えられて結構です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

そうしますと、ここにあります共益費負担金2,281千円、年額に直すと4,560千円ぐらいになるんでしょうけれども、この分がピオとの共益部分でありますとか、駐車場の料金ということになるのでしょうか。これは、ピオと市との負担割合というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この共益部分といいますのが、主に駐車場につきましては現在、ピオの北側と東側の駐車場をそれぞれ共有ということで50%の比率の割合で負担したいと思っております。これ以外の部分については、持ち分の案分ということで59対41の割合を基本として負担をしていこうと思っております。ほとんどがこの負担金の主なものが駐車場の負担、共益費というふうに捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

今、負担割合が59対41って言いんしゃったですかね。これからいろいろ金がかかることが出てくるんだと思います、市単独じゃなくて。そういったときに費用負担をする場合は、その59対41、どちらがどっちかちょっと教えてもらわんとわからんとですけれども、その割合になるのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

基本は建物の占有部分の持ち分の割合ですので、59対41が基本になります。ただ、駐車場については50%、半々を持つのが適当だというふうに民法のほうでも解釈されておりますので、それを適用させていただいております。基本は、その建物の持ち分割合、市が41で商業施設のほうは59ということになります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

わかりました。持ち分案分としては市が41%、今後持っていくと。共益費については2,280千円ぐらいが共益部分のいろんな負担になってくるんだということがわかりました。

それで、もう1点ですけれども、ここに報酬が出ております、同じ25ページの中に。この間の説明の中で、嘱託職員が2人、臨時職員が4人だというふうに聞いております。臨時職員の賃金については、月額114千円ぐらいになるかと思えます、6カ月案分したんですけれども。嘱託職員につきましては、月額が200千円を超えてくるんじゃないかと思えますけれども、通常の嘱託職員さんは市の中にいっぱいおんさっと思えますけど、この人たちと比べて、報酬としてはこれくらいなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代福祉事務所長。

○福祉事務所長（大代昌浩君）

お答えします。

この嘱託職員の報酬につきましては、基本の月額報酬は200千円を切るぐらいの数字を出しております。当初オープンしてから超勤が発生するかもしれないということで、その時間外の分を加味しまして、ここに計上させていただいておりますので、200千円を切る数字というのが、ほかの嘱託職員の報酬からすれば若干高いかもしれませんが、そういった専門的な職員も一部配置しております。というのは、消防職員のOBとか経理事務に精通している職員とかを配置予定しておりますので、そういったところでの若干の加算を加えているところがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

もう1点、嘱託職員のことについてお尋ねをいたします。

ここの開館時間から見て、昼と夜やったですかね、前半後半に分けて勤務してもらうよう

なことでちょっと私が理解したとですけれども、ちょうど学校の嘱託さんというですかね、労務に携わってもらう方が、前半後半みたいなことで2人で回していくと、休みも何もとれんと、交代するにも交代要員がないというようなことを聞いたことがございます。それで、これは2人の体制で9時から10時ぐらいまでやったですかね。あの勤務時間でこういった体系で仕事をされていくんですか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

竹下議員の質問にお答えします。

きのう、伊東議員のほうから質問ありまして、後で資料を提出すると言っております。それで、職員が出てきますのが8時半から、閉まるのが夜の10時までです。オープンが9時から、閉まるのが10時ですね。そういった中で、正規の職員が1人、嘱託職員が2人、それから、夜の日々雇用職員が2人ということで考えております。全体で正規職員が1人、嘱託職員が2人、日々雇用が4人、7名体制でローテーションを組むような形になります。その中で、平日は9時15分から18時45分までが3人体制になります。ですので、朝の8時、その時間を外せば2人体制ということです。この3人体制のところの時間帯は、すこやか教室とか、子育てセンターがあいている時間帯、それから、風呂とかトレーニング室の利用が多いと予想される時間帯、そういったところは3人体制ということにしております。その中で、ローテーションを組んでやっていく計画にしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

済みません、私の質問が悪かったのか、若干思った答えと違っておりました。

7人でローテーションを組むというのはよかとですけれども、資格を持った嘱託職員さんを雇うと。それから、その嘱託職員さんについては、週何時間というような勤務の縛りもあるかと思えます。それと、全体の組織的に言うと、嘱託職員さんが中心になって、あそこの管理をやるんじゃないかと、代表の職員はおりますけれども。そういった場合に嘱託の方は何時から何時、嘱託の方に限ってですよ、みると、大体何時から何時までいてもらうようにしているんでしょうか。それと、その方々は休みはどのようにしてとられるんでしょうか。嘱託職員さんに臨時職員がかわって仕事をするということは無理なんだろうというふうに考えておりますけれども、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

嘱託職員は勤務のパターンが2つありまして、1つが9時15分から17時15分の7時間、次が10時45分から18時45分の7時間、嘱託職員は週35時間勤務になります。それから、勤務は平日の勤務、月曜日から金曜日になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

はい、わかりました。

月曜から金曜までの勤務。職員も多分、一斉休暇のことから考えれば、月曜から金曜までの勤務。そうすると、土曜、日曜になると、土曜、日曜が貸し館を含めて利用が多いと思うんですけども、この間は臨時職員しかいないということになるかと思えますけれども、そういった体制を考えられているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村市民部長。

○市民部長（中村博之君）

今、考えていますのはそういった勤務の体制ですけれども、当面は正規の職員が土曜日、日曜日とか、そういうのを様子を見る。それから、あとローテーションでどうしても職員が不足する、そういった場合は応援といいますか、私たちが応援をするような体制をとらなければいけないと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

これ以上は、いろんな人事の問題でありますとか、職員の体制の問題でありますから申し上げませんが、エイブルができて、生涯学習課のあたりでも大分、職員で対応しているときには苦勞をされているはずですが、図書館の勤務にしても、エイブルのときも生涯学習課にしても苦勞をされていると思います。十分ですね、事前に、机上の計算だけじゃなくて、やっぱり必要なところは必要ということ言うていきよかんと、開館してから思ったような利用がでけんやったというようなことになると、何のためのものやったかと言わんばごとなりますので、ぜひそこら辺はよろしく願いをいたします。

もう1点ですけれども、Wi-Fiの問題です。

今回、門前商店街と道の駅と浜の酒蔵通りにWi-Fiの利用ができるような設備を整えるということで、何となくわかるとですけれども、このWi-Fiの設備をそこにつけると、

何がどがん便利になるのか。ちょっと済みません、教えてもろうてよかでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

W i - F i といいますのは、簡単に言えば、スマートフォンとかなどで無線でインターネットができる技術のこととございまして、今回設置しますのは、公衆W i - F i アクセスポイントの設置ということで、公共空間ですね、道路とか公園——公園といいますか、観光地で、インターネットでいろんな検索ができるということで、観光客に対して、その土地の情報を発信したり、観光に来られた方がその土地の情報を受信されたり、そういう技術です。

今回、目的としまして、観光客に対する通信環境を提供しまして、情報の取得の不満を解消していただいて、利便性、満足度を高く、向上につなげようというものでございます。

○議長（松尾勝利君）

5 番竹下勇議員。

○5 番（竹下 勇君）

うたい文句でよく聞くんですよね、集客できるとか。それで、ドーナツ屋さんとか、コンビニだとかいうのが、そういったW i - F i ができて、仕事の途中でちょっと立ち寄っても、仕事しながら休憩もできるというようなことで非常に便利だというふうなことも聞いたことがありますけれども、鹿島の場合、同時に発信する情報あたりも十分でない、せっかく、例えば祐徳神社で見て、そしたら浜に回ってみようか、七浦に行ってみようかというような情報も十分提供をしていかないと、どこかの情報がいっぱい入ってきて、せっかくここまで来たけん嬉野行こうか、武雄行こうか、有田行こうかという話になっても本来とは違うでしょうから、月額1カ所13千円ですか、5カ所で月額六万幾らかかっていくわけですので、十分それを活用できる鹿島の情報、観光情報あたりの整備もよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩をいたします。2時40分から再開します。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第43号の審議を続けます。

質疑ありませんか。6番角田一美議員。

○6 番（角田一美君）

6番議員の角田一美です。5点ほど質問させていただきます。

第1点目は、議案説明資料の50ページ、福祉事務所関連ですけれども、社会福祉総務費で一般社会福祉事業として45,495千円、これは平成25年度の国庫補助金の返還金、不用額等の返還金ですけれども、この45,495千円というのは、今の9月議会で非常に多額の金額を補正されていますけれども、今年度の、先ほどお配りになりました25年度の決算書でも、やはり36,228千円ほどの返還金が出てきているんですけれども、このように毎年、今の時点でこれだけの補正が、返還金が出てくる理由というのはどういった理由なのか、そこをまずお尋ねします。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

今回、45,000千円の補正を行っておりますけれども、これは25年度の、例えば、障害者自立支援給付費の国庫負担金の返還金というようなことでございますが、まず、25年度の精算で受け入れ金額が確定しておりますして、受け入れ金額に対して精算をして過不足金がこれだけあったということで返還をするものでございますけれども、例年、この9月の補正で、こういった補助金の精算を行っておりますして、昨年は35,000千円程度だったと思います。

今回は、主なふえた原因としまして、生活保護費の国庫補助金が約7,000千円ほど返還しております。これは新規に昨年計上した分でございますして、その確定で7,000千円ほど返還をするように至ったことでございますので、例年、この段階で補正をさせていただいておるような状況でございます。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

6番角田一美議員。

**○6番（角田一美君）**

出納閉鎖は5月末でしますね。確定するのが6月補正で間に合わないとは思いますが、それにしても金額は、例年、やっぱり、ことし45,000千円と大きいわけですね。だから、2月補正である程度、2月補正計上する時点で、いわゆる3月の見込みまでして、ある程度補正、返還額が小さくなるような形で2月補正である程度の減額をしておくべきだと思うんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

それと、この金額が、いわゆる26年度の財源として、一般財源として45,490千円なるわけですけれども、これが決算ではどういった形で計上されているのかですね。実際、概算では国からは受け入れて、精算で返すのかですね。というのは、繰り越し、いわゆる25年度予算から26年度に繰越金が296,282千円ほどあるわけですけれども、財源として、ここの中に入っていると考えていいのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

財源としては入っております。

2月の補正でできないかということですが、国庫補助金、県補助金等は、所要額をまず調査して、四半期ごととか、最初のほうに所要額を示して交付を受けるという形になりますので、2月の段階で絞った形になりますと、もし仮に不足額がその時点で出た場合は国庫補助が受けられないということになりますので、そういった所要額に基づいて受け入れをして、精算をするということになりますので、こういった形をとらざるを得ないというふうを考えております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

6番角田一美議員。

**○6番（角田一美君）**

できるだけ、いわゆる補助を受ける団体等の希望額というものを2月補正で計上する時点で、ある程度見込んで、余裕を持ったところですれば、今回のように、こんな45,000千円の返還というのは生じないと思います。

実質、決算で296,282千円の繰越金がありますよといいながら、その中には数千万の、こういった繰越返還金があるということで、適正な決算がなされているのかというふうな、数値として受けとめられますので、そこら辺、できるだけ縮小するような形をお願いしまして、次の質問に入ります。

同じく議案説明資料の50ページの福祉事務所関係で、先ほども議論が出ておりました市民交流プラザ事業の21,791千円の内訳について、ちょっとお尋ねなんです。交流プラザの開館については、市民の皆さん、非常に待ち遠しくて、いつから開館するかと、非常に問い合わせが多くなっています。非常に期待をされています。子育てから高齢者までの語らいの場として、愛称も「かたらい」というふうに決まっておりますけれども、非常に待ち遠しい方が多いかと思うので、できるだけ多くの方が利用されるようお願いしたいと思うんですが、この21,791千円の財源として、いわゆるほとんど一般財源を充てて、現在のところ、いわゆる施設使用料については各1円の費目存置だけを上げられていますけれども、大体、この見込み、いわゆる利用者、現在の利用見込み者からして、どのくらいの収入が見込まれているのか、ちょっとそれをわかっておればお尋ねします。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。



**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

利用の使用料が、機能回復訓練室と浴室と、それからキッチンスタジオですけれども、どのくらい利用されるかというのは全く予測がつかなくて、全体での見込みは3階、4階で1日当たり150名程度は入るんじゃないかと思っておりますけれども、その利用者、各施設の利用者については全く予測がつかない、新しい設備ですので、予測をつけていないところでございます。

先ほどの、国県補助金の件ですけれども、その補助金のいろんな給付費の種類が国のほうで13種目、それから県のほうで9種目ありますので、それらの事業を合わせた数字が45,000千円ですので、少ない数字もありますし、10,000千円くらいふえておる額もありますので、これらを精査するというのは、なかなか難しいところではないかと思っております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

6番角田一美議員。

**○6番（角田一美君）**

それでは、使用料については1日150名程度ということで、それから換算すると1年当たりの利用料というのは出てくるんですけれども、使用料を取られる予定が調理場——キッチンですね、それと機能訓練室とお風呂場と。非常に機能訓練室、あるいはお風呂場についても、市民の方が利用しやすいような形で、いわゆる利用に見合うような必要な使用料となっていてなくて、非常に安い料金設定をされております。そういった形で心配をしているんですけれども、ここを運営管理していく方の職員1名と嘱託2名、あと日日雇用者の2人さんでの夜、昼、7名でのローテーションということで、この体制でいくと、9時から22時までの時間帯で運営するの、非常に職員さん、嘱託職員さんの責任におかれては、大変厳しい労働条件になることが想定されるわけですけれども。

そこでお尋ねですけれども、一番、非常に管理にかかる浴場、男性、女性の浴室を2つ設けてありますけれども、この、いわゆる清掃管理から、お湯の管理から、後片づけの清掃、これは誰がやるのかですね。ちょっと、職員さんがやるのか、あるいは委託料で考えられている、委託料として5,110千円の中に、そういった、コピー機ほかとしてありますから、隠れてわかりませんが、どんな委託料、清掃委託と、あとその他にどんな委託を考えられているのか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（松尾勝利君）**

大代福祉事務所長。

**○福祉事務所長（大代昌浩君）**

お答えします。

今、想定しておりますのは、浴室の清掃については清掃業務委託で、3階、4階のフロアの清掃業務委託とあわせて浴室の清掃もお願いしたいと思っております。

お風呂のお湯張り、それからお湯を落とすことに関しては市の職員で対応していきたいと思っております。

それから、ほかに委託として考えておるのは、空調の保守点検業務委託料とか、警備業務委託とか、それからエレベーターの保守点検委託料とか、そういったことを想定しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

先ほどの竹下議員からも質問があったように、機能訓練室の、ここの利用で一番、高齢者の事故として考えられるのが、機能訓練室での利用上の転倒事故、それから浴室での、滑ったりして転倒事故、こういったものが考えられます。そういった感じで、日ごろの転倒事故防止の管理というのは小まめにやらないと、事故が起こります。

そういった感じで、条例制定に先立って、市民プラザ条例の制定に当たって、市民の皆さんからの意見公募、いわゆるパブリックコメントの中でも、市民の皆さんからの意見として、軽度の機能訓練、回復訓練の専属トレーナーを置いてほしいと、ぜひ常時置いてほしいということの要望がっております。それについては、先ほど答弁の中で、やはり利用状況を見て今後検討したいということですので、ぜひ、そこら辺の利用状況、特に高齢者が使われる時間帯に、そういった気を配って、転倒事故がないような形での配慮を、早急な管理体制を築き上げていただきたいと思います。

それでは、3点目の、議案第43号の中で、議案説明資料の52ページのナンバー18の新規として耕作放棄地対策事業費として900千円負担金、補助として計上されております。

これについては、平成26年度から耕作放棄地再生利用緊急対策事業、国の2分の1事業が平成30年度まで継続実施されるということで、新規として900千円上げてありますけれども、これはずっとこれまでであったと思うんですけども、これが何で新規で、9月補正、もう半年過ぎた今に計上されているのかですね。今でこそ、高齢化の中で離農者が多い中で、こういった耕作放棄地は切れ目なく取り組む必要があるんですけども、何でこの補正、国からの予算がこういった継続されるというのが遅かったのかですね。それともう1点、この900千円の事業の内容について説明をお願いしたいです。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

御説明いたします。

予算説明資料には新規となっておりますけれども、第2期工事の意味でございます。これは、平成21年から25年までが第1期で、こういう事業があつておりまして、ことしから第2期の政策が始まっております。

それで、補正予算ということでございますけれども、当初予算の見積もり時には、まだ国の政策が決まっておりませんで、計上できませんでしたので、今回、9月補正をお願いしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

これについては一般質問等でもお願いしておりますので、詳しくしたいと思うんですけれども、今のさっきの質問で、ここに26年度再生面積100アールですね、約1町歩予定されていまして、これの事業費として900千円ほど掲げられていますけれども、昨年度も古枝地区の26アールと音成地区の23アール、49アールを農地で再利用するための事業費として920千円、49アールを920千円で補助実績として上がっておりますけれども、この100アールで900千円というのはどういった、その補助内容が、これまでの補助事業内容がどういうふうに変ったのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

御説明いたします。

今回補正でお願いしております900千円につきましては、それと国の事業が重機使用で再生作業を行った場合、その工事費の2分の1の補助が出ます。それで、ここに上げております900千円は市の単独の補助事業でございます。重機使用で再生作業をすれば、その事業費の3分の1を補助するというので、全体で見れば2,700千円程度の工事費を見込んでいるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

3分の1事業で、その900千円とわかつてはおりますけれども、対象面積がふえている割には、ちょっとわずかな金額で、あと、これは事業実施主体が協議会ですね、そういったところに直接行って、市で単独上乘せされるから、この一般の900千円と上がっている。これまでの国の緊急対策事業も、そういった予算の計上のやり方だったと思うんですけどね。

そういった形で、時間の都合上、あと一般質問でそこら辺もあわせて、次の質問に移らせ

ていただきますが、52ページのナンバー23の活性化施設事業で、これもほとんど私が質問したいと予定しておりまして、聞いていただいたんですけども、この駐車場整備が、いわゆる活性化の備品とか、そういったものについては農政事業費でこれまで上げてこられたんですけども、これだけ何か農地整備費、議案説明書では農地費と書いてありますけれども、農政事業費と農地整備費、この違い、何でこの駐車場整備だけが農地整備費に区分けされているのか、何か理由があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

農林水産課には、農政係と農山漁村係がございます。農政費につきましては、ほとんど農政係のほうで所管しておりまして、農地整備費につきましては農山漁村係のほうで所管しております。

それで、これは整備事業ということで、工事については農山漁村係のほうで担当しておりますので、そちらのほうの予算に計上しているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

取り扱い課を主体にされているということで、わかりました。

次に、商工観光課にお尋ねしますけれども、議案説明資料の53ページのナンバー26、これも観光対策事業も数名の方が質問されたんですけども、W i - F i 無線LANを5カ所設置されると、特に広範囲にわたっている門前と肥前浜宿の酒蔵通りに2カ所ずつされるということなんですけれども、1カ所のポイントからどのくらいの半径で無線が届いて利用できるのか、それと、時間の関係であわせてもう1点、続けて質問させていただきますけれども、先ほど、5カ所で210千円程度と、これを年間しますと5カ所で四、五十万円なるわけですね。そういった形で、今後これをふやすということになると相当な経費になると思うんですけども、まず、最初の範囲ですね、利用できる範囲について、ちょっとどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

御質問にお答えします。

今回設置予定のW i - F i のアクセスポイントの機種なんですけれども、一般家庭では大体、W i - F i が10メートルぐらいしか届かないと思いますけれども、今回はもう少し広範囲に使えて、1基当たり大体、半径（160ページで訂正）で150メートルぐらいと聞いております。この予算を組むに当たって、業者の方にちょっと見ていただいて、機種を選定してい

ただいて、決めております。酒蔵通りとか祐徳門前、あその距離が300メートル前後ぐらいになりますので、ほぼ網羅するという形になってきます。

それと、あと道の駅についても、千葉市ですかね、あそこを中心に今、海岸も、それとあと展望館あたりも網羅ができるのかなと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

そうしますと、半径150メートルという、1基で、やっぱり300メートルぐらいの範囲ということで、相当の範囲で受信できると思う。そういった形で、先ほどの議員からも質問があったように、今後、特に外国人の観光客がふえるようなところは、そういった形で、できるだけ経費のかからない形での場所選定等々やっていただきたいと思いますけれども。

もう1つ伺いたいのが、鹿島市民会館、エイブル、市役所関係で、そういったWi-Fiのポイントが庁舎に設置されて、電波が飛んで利用できる状態になっているのかどうか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

庁舎周辺ではWi-Fiの利用できるような施設は準備できておりません。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

できていないということですが、やっぱり庁舎、これだけ今後、市民会館とか新世紀センター、エイブル、やっぱり密集した公共施設には、ぜひ必要ではなからうかと思えます。そういった形で、今後、ぜひ検討されるような形で検討していただきたいと思えます。

それでは、最後の質問に入りたいと思うんですが、議案説明資料の53ページのナンバー29の新世紀センター（仮称）建設事業費についてお尋ねをいたします。

これも数名の方から質問、ほとんど質問されたんですけども、福社会館の解体事業費を新世紀センター建設事業費ということで予算を計上されておりますことから、これまで議会で議論、あるいは市民会館建設検討委員会等で御提案等を踏まえて、最終的に、この中川エリアの福社会館跡地に決定されたというふうに思っていると思うんです。

それを前提に、今後、解体して、建設工事費予算等を当初予算で要求されていかれると思うんですけども、この建設に当たっての、いわゆる工事運搬車両、いわゆる解体が、この予算を通しますと11月ぐらいから3月までに解体工事、それから建設工事を1年間かけてや

ると、相当期間の市役所周辺、市民会館、エイブル周辺を工事運搬車両が相当通行するような形で、安全対策が非常に心配されるわけです。

そういった意味で、先ほどの安全対策で、非常に、進入路については、市民会館の裏側を4メートルに拡幅して、そこを利用されるということですが、やはり進入と出るやつとの、いわゆる建設段階、また市民会館が解体して、新しくできたときは、またその進入、あるいは出る、そこら辺の通路のことを考えて計画されると思うんですけど、差し当たって、解体工事の出入り口については、第3回の鹿島市民会館検討委員会あたりに提案結果は、やはり動線からして、市民会館を解体する前までは中川グラウンドを使ったほうが一番いいですよという提案があったかと思うんですけども、それを今回利用されなかったというのは、どういった、何か理由があるのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

お答えをいたします。

まず、中川グラウンド沿いをアクセス道路といたしますと、どうしても公園用地にかかります。そういったことで、臨時的な利用としては認められるかもわかりませんが、現段階では恒常的な通路としては、なかなか難しいだろうということで、まずは市民会館裏側を利用したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

グラウンドの庁舎側を利用するにしても、いわゆる市道に出入り口に公衆トイレが入ったり、グラウンド利用者の進入路があって、どうしてもあそこを利用するといっても、相当、解体しなくてはならないから、非常に難しいと私も思っておりましたけれども、そこら辺、事故がないような形で、地域住民の方に早くから、そこら辺の安全対策等の説明会等をやって、万全な対策をとっていただきたいというふうに思います。

それで、最後の質問になりますけれども、福祉会館を解体されるんですけども、ピオのときも解体、相当、同じ年代に建てられたと思うんですけども、この福祉会館を解体されるんですけども、現在の福祉会館の解体に当たって、アスベスト等の建材等は使用されていたのかどうか、そこら辺まで対策を含めて、この解体工事費予算を上げているのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

現在、手元の資料で、アスベストの検査を福祉会館が行っているかどうか、ちょっと確認ができませんので、そこはまた後日、御報告したいと思います。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

45,000千円の解体工事費を計上されていると、予算を計上されているには、今のような回答では非常に不十分な、そこら辺、アスベスト対策等を見込んでいないと受けとめざるを得ないわけですがけれども。

これから、予算45,000千円の範囲内でできればいいんですけども、アスベスト材を含む含有材は、飛び散るような材料はないと思いますけれども、ピオと同じような資材が使われていると思いますので、ぜひ、そこら辺あわせてもらいたいなど、ちょっと再度、回答があるようですので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ちょっと、少し昔のことでございますけれども、市の公共施設につきましては、アスベストの問題が出ましたときに、私どもの建築士が全ての部材等を見ましてチェックをいたしております。その中で、一部あったのは学校に一部、それから市民会館にも少しあったというようなことで、そこについてはもう全て改修が済んでいるということでございますので、今の残っております公共施設は全て、アスベストはないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

6番角田一美議員。

○6番（角田一美君）

それでは、一応、国で問題になった時点で、いわゆる土木事務所の建築士等から、そういったアスベストの有無については一通り、公共施設については、指示で除去されていると思います。ただ、ピオでもあったように、今回は、通常使うんじゃないくて、今度は解体になりますので、解体の際には、そういったアスベスト材を含んでいるようなピオの床に使っていた建材等もありますので、そういった対策には十分、遺漏のないように、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

これで質問を終わりたいと思いますけれども、市民会館周辺の中川エリアとして、鹿島市民会館検討委員会でいろいろ提案された中で新世紀センターが現在の福祉会館の跡地に、ここしかないだろうということで最終的に提案されて、ここに進んでおりますけれども、非常に駆け足の検討の中で、非常に進入、いわゆる利用者の進入路としての、あるいは駐車場対

策としての検討が十分でまだまだない中で、中川公園の都市計画公園区域まで含めたところの整備検討をして、すばらしい施設に取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

先ほど、W i - F i 施設の件で、1基当たりの通信範囲のことで半径150メートルということで御説明しましたけれども、済みません、直径150メートルの間違いです。済みません。申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

2番中村一堯です。2点か3点だけ質問します。

その前に、角田議員が言われた、庁内とかエイブルとか鹿島市民会館のW i - F i 環境の整備のほうは、今はそういうところがふえているけんですね、やっぱり鹿島市にもお願いしたいと思います。それは県での補助金は出ないと思いますけど、やっぱりエイブルとかは特に利用者の皆さんとかが多いので、そういう面で使えたら、もっと利用者もふえると思うので、ぜひお願いします。

それでは、ちょっと質問します。

議案の説明資料の54ページ、気になるところから質問しますけれども、六、七月の豪雨の復興事業の点で質問します。

今回、6月とか7月にすごく雨がなくて、各地区でも、県外でも、いろんな土砂災害とかがあっています。一般質問でも、ほかの先輩議員さんたちも一般質問されるので、余りいろいろは聞かないですけど、今回、災害の復旧で20,000千円ぐらい予算がついていますけれども、過去にこういう、最近、近年の大雨や自然災害でどのぐらい、この復旧費とかが使われましたか、質問します。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

災害についてお答えいたします。

昨年度は7月に梅雨前線豪雨があったわけなんですけれども、昨年度が8カ所で6,300千円ほどの工事費になっております。24年度が11カ所で8,000千円程度の工事費、23年度が6カ所で5,400千円程度になっております。



以上です。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

ありがとうございます。

ことは例年に比べると倍以上の災害復旧の対策工事があつて、かなりひどかつたんだらうなと思いますけど、例えば、今回の予算では農地とか農道とか農林水産関係の災害復旧だけだと思いますけど、これだけ雨が降り多中で、農地にはすごく、農道とかには被害が出て、市道だったり山とかいろいろ、土木関係が管轄するところには災害が、例えば、農林水産では20,000千円やつて、土木では何もなかったのかなと思いますけど、この6月、7月では全然なかつたんですか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

この雨を受けまして、市道全路線、パトロールをいたしました。その結果、石がごろんと落ちてきたり、ぞろっと来て側溝が詰まったりというのが6カ所ぐらいありました。それにつきましては、我々の臨時職員で即座に処理をいたしたところでございまして、災害として申請するような災害は起こっておりません。

○議長（松尾勝利君）

2番中村一堯議員。

○2番（中村一堯君）

ありがとうございます。すぐに調査もされて対応していただいている、そして日ごろからの管理とか備えがあつて、そういうふう被害が余りなかつたのかなというふうに今思いました。

ここは一般質問でもほかの議員さんたちもされると思いますので、このぐらいにして。

あと、ほかに、その前のページ、52ページの広域農道の温度とか電光掲示板がつくように書かれてあります。これも予算とつてありますけど、オレンジ海道の2カ所に設置されるということだつたんですけど、ここはやっぱり交通事故とか、いろいろな、スピードを出す車が多いから設置されると思いますけど、こちら辺の、できてからの、例えば、事故の状況とか、そういうふうなことは何件ぐらいあつたんですかね。把握とかされていますか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

件数的には把握しておりませんが、平成23年に全線開通しましたけれども、それまでも部分開通をしております、その開通時には広域農道に入ってくる市道とか農道から、結構、接触事故があっていたというふうなことは聞いております。最近は大分減っておりますけれども。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

2番中村一堯議員。

**○2番（中村一堯君）**

ありがとうございます。

ここも一般質問でもお尋ねするところでもありますので、件数とか、全線開通してから、ちょっと数を調べてもらっていいでしょうか。死亡事故がことし、すごく多くなっているのだから、これ、つくと思うんですね。

今後、例えば、たしか去年だったと思うんですけど、雪の日とか、たしか閉鎖とかなんかあったりしていますよね。電光掲示板がつくことによって、本当に雪の日とか、ちょっと災害で、例えば、土砂が崩れてオレンジ海道を通れないというときに、電光掲示板ですぐ通行どめとか閉鎖ができるようなものなのか、それとも、できないのかどうか。例えば、太良と連携して、こういう通行どめとかするものなのかとか、そういうふうなことについて、ちょっとお聞きしていいでしょうか。

**○議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

電光掲示板の設置場所につきましては、こちらから行きますと、バイパスから入って、オレンジ海道へ入って200メートルほど行きますと、西葉の橋がありますけれども、そちらの手前ぐらいにつけたいと思っております。

それと、もう1基は、太良町のほうから来て、江福が町境になりますけれども、あそこに藤内大橋というのがあります。そこに1基つけたいと思っております。

それで、広域農道の通行どめについては、警察にももちろん協議しますが、太良町とも連携してしますので、この電光掲示板で通行どめができるというものではございません。

**○議長（松尾勝利君）**

2番中村一堯議員。

**○2番（中村一堯君）**

はい、わかりました。

今後は、そういった通行どめがすぐにできるとか、例えば、事故が起こってからではもう遅いようなので、自分が一般質問する中でいろいろ調べよったら、鹿島市は県内で、鹿島警

察署は県内で2番目ぐらいに死亡事故が多い、佐賀とか唐津はもっと人口があるのに、そういうふうな状態みたいなので、なるべく皆さんの安全を守るために、道路を管理するというのは市とか県とか、そういう役所、行政でしかできない役割がありますので、そこら辺考えてもらいたいというふうに思います。

さっき課長がおっしゃった、最初ら辺は接触事故とかすごくあってたというふうなことをおっしゃいましたけれども、そこら辺の数の把握もきっちりとしてもらわないと、ちゃんと考えているのかということになりますので、今度、そういうふうなこともお聞きしたいと思っていますので、また教えてください。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

7番議員伊東です。私も数点質問させていただきたいと思います。

先ほど、水頭議員のほうから質問があった部分です。基本的、今回の一般補正に書いてあるシギ・チドリの交流会の交付金とか、あとラムサール条約申請調査業務委託、そういうふうなのは特別、私はこのままいいのかなと思っております。

ただ、水頭議員も質問されたのは、ちょっとシギ・チドリという、その言葉で、ああ、飛来してくる鳥が浜の中州の三角州のところに来ているんだなど。ちょっと話がややこしくなってきた、それで栗林課長からも、環境下水道課の課長としての御答弁をいただいたのはわかるんですよ。しかし、地元の方が、やはり一番最初言っているのは、これは本年度の当初予算の漁場環境整備の中で予算化をされて、もう今月の9月9日から16日まで工事をいたしますよと、当初の説明は、ここのヨシとか草が多いから、これも刈り取りますよという説明だった。ところが、この時期になって、そういうふうな理由があつて、絶滅危惧種の鳥が飛んでくるから、それはモラルの問題でしょう。それはそうだろうと思います、私も。

ただ、そのあたりがどうも、この工事をする前に、この計画をするときに、そういうふうなことはわかっていなかったのか。そこをまず、栗林課長じゃなくて、私はこれは農水課の問題だと思いますけど、そのあたり把握されていたんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

把握をしておりませんでした。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

先日の地元の会議で、私も、農水課の担当の方からは、そこまでは聞いていなかったのですが、初めて私は聞きましたと。その方も、専門ではないですから、漁業者の方が担当の課のほうから聞いたのは、そういうふうな鳥が飛んでくるから、そこはちょっと刈らないほうが良いなというふうなことだったからということでした。

私も、もしかしてラムサールに何か関係するのかなと思ったけど、先ほどの御答弁もあつたように、それは新籠、その地区だけであるということでした。しかし、そういうふうな申請を出そうという本市にとって不利なことになるのかもわかりませんが、地元の方から言われたのは、本当に専門家からの説明ではないですから、では、何のために、ここの中州の堆積した干潟を排除してくれというのを言ったのかと、そこがおかしくならないかと。ゲリラ豪雨とか、そういうふうなときに、あそこが役に立っている場合もあるかもわからないし、逆に、あそこがあるから非常に危険だということもある。だから、再三、県とか市にお願いをして、県でも余りいい御返事をいただかないということで、ことし、再度調査を兼ねて、9,000千円でしたかね、予算をつけて、やるということで、ある程度、地元の方はそれで、納得ではないですけど、まずは手を打っていただいているという期待感があつたんですね。

しかし、そういうふうなので、また、何かしら、考えてもいなかったようなことが起きてきたと。だから、これはどこが悪いのかなんとかじゃなくて、もう少し、地元へも説明する前に調査をしていただいて、そしてそういうふうな工事とかには取りかかっていたいただきたいなと思います。

どうでしょうか、そのあたり。再度、地元でも御説明か何か行かれますか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ではございませんけれども、私のほうが説明したほうが良いのかなという感じがしましたのでですね。

まず、今、ラムサール条約の指定を受けるようにということで、申請をしようと準備をしています。それが1つですね。これがまさにシギ・チドリの飛来地、新籠地先部分68ヘクタールのところを対象にやっていますね。今、話題になっています浜川の下、いわば何というんですか、もともと、あれ、端的に言うと、なかった土地なんですよ。どんどん泥がたまっていって、自然的な流れで除去するというには、もうオーバーになってしまつて、何とかして物理的な力を加えないと、もとに戻らないだろうという状況になっているときに、さあ、どうするか。この2つが多分、時期的に一致したもんだから。かつて、あそこも、こういうラムサール条約の対象にしようかといって数年前に議論があつた部分でもありますので、混乱しているのではないかと思います。

したがって、1つは、ラムサール条約の検討の対象になっているところは、鳥獣保護区で

すよね、と一致しています。新籠の海岸の地先で68ヘクタール、浜川と関係ないということなんですよ。これが1点。

それから、浜川の中州は自然にできたので、除去しようというんですけど、問題は、誰がやるのかとか、どういう方法でやるか。一番最初は、海中に投棄したらいいんじゃないかとか、どこか持っていけばいいんじゃないか、いろいろな議論がありました。ただ、金がかかります。そのうち、いろいろな検討を重ねた途中があったんだと思いますが、実は、内容は言わんほうがいいかもしれません。成分分析をやったんですね、土地の。そしたら、そう簡単にはあっちこっち動かさないよという成分が出てきたということですね。これはもう既に議員も御承知だと思います。

そういうことなので、そういうことを含めて、一体どうするかという議論をしないといけないということではなかろうかと思っております。

そのときに、クロツラヘラサギとかチョウシャクシギという世界でもまれにしか見られない鳥が飛来してきていて、どうも、あそこにすんでいるんじゃないか、いいすまいではないかという議論が片方あるんですね。ただ、これは私は素人ですけれども、多分、渡り鳥という性格を持っていると思いますので、すみつくということは、なかなか困難かなと思いますが、いずれにしても、一時的すみかなのか、定着しているのかというのは、もう一回、よく調査をせんといかんのじゃないか。その調査をしないで、ある人は、おるけんが、手をつけんしゃんなどという話になる、片方は、そがん言うたって、前からあそこ、のきゅうて話になっとったじゃないですかと、こうなりますよね。

だから、できれば、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、まず、きちっと調べて、何やってもいいのかどうかということのを頭に置いた上で、あの対応を考えるとというのが一番今のところはとるべき方法かなと、お話を聞いていて、そう思っております。

調査の結果がないのにやったら、手戻りになるかもしれません。ただ、危惧されますのは、大変な工事を仮にやったらすれば、それが新籠地先にどう影響するかということも片方、頭に置きながら、これは調査をしないといけないだろうと思っております。

結論は、なかなか出せないですけれども、そういう状況に今至っているという現状認識はしておりますので、関係者によく話を聞いてといたしますか、議論をしてもらって、どういう方法を取り得るのかということのを詰めないで、いつまでたっても、あいつが悪いみたいな話になりかねないということだけは避けなきゃいかんと、私はそう思っております。

#### ○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

#### ○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。市のトップの市長から、そういうふうなお答えといたしますか、言っていて、よかったなと思っております。

市長も御存じのように、あそこで、ずっと花火大会をやっていました。私がもう20年近く、あそこで、その前で、進行とかやっていたので、ずっと見ていて、それこそ、もともと何もなかったんですね。船がずっと沖に出るまでの、そこにどうしても堆積するから、その道をつくるために、あそこに少しずつ上げていったわけですけど、それこそ、クロツラヘラサギ、絶滅危惧種、それがいつごろから飛んできたのかさえわからない。

これは前、私、一般質問でも言ったかもわかりませんが、今回、ここのところは柵をして、ある程度、上の部分を落として、ある程度の形をつくるわけですね。そう考えると、これは今回のこの補正のほうには関係ないかもわかりませんが、中州公園化、そして、そういうふうな飛来をしてくる鳥の場所に、そういうふうなことも頭の片隅に置いていただければなと思います。

この件は、このくらいにしておきます。

次に、先ほどからW i - F iということがあっておりますけど、ことしのガタリンピックのときですか、来賓で来られた古川知事のほうが県内にこれを広めたいということをおっしゃっていました。今回、これは観光客誘致対策事業というふうになっておりますが、これはある程度、県の意向を酌んで、こういうふうなことを始められたのでしょうか、それとも鹿島市の観光戦略の一環として独自に考えられたのか、お答えをいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

W i - F i の設置につきましては、昨年度より観光戦略とか課内のほうでも話をして、つきたいねという話をしておりました。そのときに、県のほうで、来年は各観光施設にW i - F i 設置の計画する補助が想定されますよということが一致しまして、今回つけるような運びとなりました。

○議長（松尾勝利君）

7 番伊東茂議員。

○7 番（伊東 茂君）

それでは、この財源の内訳ですよね。ざっと計算したところ、市のほうが負担する一般財源が6で県が4ぐらいになるのかな、そのくらいだと思いますけど、古川知事さんが考えているW i - F i を、いろいろな各地区のそういうふうなところにつけていきたいというのは、何かしら、そういうふうな補助というのは、もう県のほうから来ているんですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

費用に関しては、工事費、設置費ですね、W i - F i の機種を設置する工事費の消費税を抜いた分の半額が補助対象になっております。あと、補助金につきましては、設置に対して実績で交付という形になってまいります。

事業につきましては、昨年度は県内の宿泊施設のほうに、25年度は県内で49施設を設置されています。観光地につきましては、今年度のみ補助ということになっております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

わかりました。そういうふうに、少しずつ詳しく説明をしていただいて、わかりました。

今後、去年が宿泊施設、ことしが観光のそういうふうな施設ということで、いろいろな人が集まる場所には多くなっていくだろうと思い、また利便性も高くなるかなと思っております。

次に、市民交流プラザの運営経費の分は、こうやって出していただきました。半年分ということで、ある程度わかりました。

ただ、私が特別委員会のほうでお願いをしていた分がまだ資料が提出をされていませんが、どうなっているのでしょうか。ピオさん、協同組合さんと市の建設の負担について、その資料を出してくださいということで言っていたと思いますが、事業が、工事が終わってしまったらどうにもならないから、9月議会、もう入っておりますけど、そのあたりはどうなっていますか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

プラザの工事につきましては、現在、内容につきまして金額も鋭意詰めを行っているところでありますけれども、あと一、二点、整理をしなければならないのがあります。そういうことで、精算が十分まとまっていない状況でございます。

最終の段階ですので、余り動かない金額を提示したいと思っております。そういうことで、来週にはお示ししたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

できれば、この議案審議の前に出してもらいたかったですね。

どうこう言うわけではないんですよ。ただ確認をしたいと、約束事じゃないですか。市は

幾ら、一番最初、計画があったはずでしょう。市がこういうふうにするから、協同組合のほうも、こういうふうなところを工事をしましよと、それがなされるかどうかというのを私は確認をとりたんです。必ず、それは提出をお願いします。

あと、最後になります。活性化施設の駐車場造成、私も、ここに12,000千円という予算、補正を上げられていて、どうしてなのかなと思ったんですよね。そんなに人気が予想以上にあったのかなと。私もオープンのおきに行き、それから、あそこを通るたびに時々寄りますから、3回か4回ぐらい行っています。週末ばかりに行っているわけではありませんので、ちょっと少ないなという感じがするんですけど、先ほど御答弁で、4月30日から8月末まで来場者数2,201名、会議室等の利用者683名ということをおっしゃいましたが、これは目標よりもオーバーしているんですか、それとも考えていたよりも少ないんですか、どちらですか。

**○議長（松尾勝利君）**

橋口産業部参事。

**○産業部参事（橋口 浩君）**

当初、私たちが考えていた数字からすると多くなっているかというふうに思っております。特に、施設利用につきましては688名ということになっております。当初は、やはりPRが必要ではないかというふうなことも考えて動いたわけですが、少しずつ利用もふえてきたし、大分利用の件数もふえてきているというふうな状況です。当初計画したことからすると、今回までは利用は多くなっているというふうな状況になっております。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

7番伊東茂議員。

**○7番（伊東 茂君）**

オープンしてから4カ月ちょっとたって、また造成をするということには、何かしらの理由づけは必要だと思うんですよ。

会議室等利用者683名、どういうふうな成果が出ていますか、教えていただけますか。

**○議長（松尾勝利君）**

橋口産業部参事。

**○産業部参事（橋口 浩君）**

大会議室なり小会議室の活用につきましては、地域の方々の利用が大分多くなってきております。また、地域の中でも、老人クラブの方だとか、いろいろな方の広範囲にわたった中で会議室利用というふうなのが出てきているというふうな状況にはなっております。

また、加工研究室の利用につきましては、新たな商品開発というふうなことで、今回、間もなくですが、新たな加工品を発売していきたいというふうな動きも出てきておりますし、あと、いろいろな面でなんですか、特に多いのが米粉あたりの利用というふう



なので、利用がかなり進んできているというふうなことで、加工に対する地域の方の利用がかなりふえてきているのではないかというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

担当課の方は、いろいろなそういうふうな資料、データ、手に入るというか、連絡も来るでしょうけど、私たち、どうなのかなと、あそこ、心配にもなるんですよ。

今言われた加工研究、特に私たちはこの、あれだけのすばらしい機械等があるわけですから、どういうふうなものが開発をされるのか、そういうふうな考えがあるわけですけど、発表か何か、そういうふうなのを考えていらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

今、加工開発をいたしたものにつきましては、1品、地元の特産品であるミカンを使ったもので今後開発をして、今後販売というふうなことで現在動いております。それにつきましては、販売を開始するときは何らかの形で公表をしていきたいというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番伊東茂議員。

○7番（伊東 茂君）

参事のほうからは、予想よりも利用者数は多いということですが、果たして、そうなのか。4カ月近くで約2,200人の来場者ということで、休館日等を入れたら100日ぐらいですか、1日、そしたら20人、そのくらいになりますかね。これが多いのか、少ないのか、私はよくわかりません。

ただ、そこで利用されて、さまざまな成果が出たら、利用人数が少なからうが、成果はあらわれるのだらうと思いますので、次、1年後ぐらいに何かしらそういうふうな、あその場所を使って、こういうふうなのが実績としてでき上がってきたとか、そういうふうなのをまた活性化施設のフェアみたいなものを開いていただければ、またそれにプラスアルファの来場者があるのではないかなと思いますので、今後検討をお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。午後4時から再開いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

10番福井正でございます。説明資料の53ページ、住宅管理費について質問いたします。

住宅管理費の中で、27番でございますけれども、ここにPFI導入可能性調査委託という項目がございます。このPFIにつきましては、実は私が11年ほど前でございますけれども、行政視察で三重県の四日市市に参りまして、そこは図書館をPFI方式で建てまして、委託管理までその会社をお願いするという事例がありましたので、そのことについて一般質問で取り上げたことがございます。そのときの答弁は、今思い出しますと、まだその時期ではないというふうなことで、これには取り組まないというふうな考え方だったということ覚えておりますけれども、今回、PFIの導入の可能性について調査、研究をなさるといふことは、どういふいきさつなのかということをお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えいたしたいと思っております。

鹿島市住生活基本計画2012を受けまして、昨年度、鹿島市市営住宅建設検討委員会が開催され、その報告書が本年5月に提出されたところでございます。それを受けまして、新しい市営住宅の建設に向けて、どのような方法があるかということでございます。その中で、市長よりいろいろな整備手法を検討してみなさいという指示を受けました。その中で、一つとしてPFIというのがあるところでございます。PFIにつきましては、公共事業を実施するための一つの手段といたしまして、民間の資金と経営能力、技術力を活用いたしまして、公共施設の設計、建設、維持管理、運営まで一括して行う公共事業の手法でございます。そういうことで、ことしに入りまして、熊本県のほうで講習会がございました。そのPFI導入に向けてという講習会でございます。その中で、みやき町の例も披露していただいて、みやき町がどのような方法でPFIを受けて市営住宅の建設を行っていたかという説明も受けたところでございます。

そこで、講師の先生にこちらのほうに来ていただいて、我々の事情等も説明いたしました。そういうことを受けて、まずは導入可能なかどうなのか、メリットがあるのかないのか含めまして、今回PFI導入可能性調査を実施するというところまででございます。

○議長（松尾勝利君）

10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

今から調査研究ということになっておりますけれども、実はP F I方式を取り入れるということは、予算編成ですとか予算執行の形が変わってくるということになってきます。というのは、いわゆる四日市の場合はゼネコンさんでしたけれども、ゼネコンさんが図書館を建てまして、その管理運営までそこがやっていっちゃると、さっき課長の説明のとおりなんです。そこにいわゆる管理費、委託料として市が支払いをするという、そういう形で運営をなさっているという形でございました。11年前のことですから、記憶も私も定かでございませぬけれども、かなりの利用者の方がそこにはおられたということを記憶いたしております。ちょうど今武雄でありますスターバックスが入った、ああいう図書館の形式に少し似ているかなという気がいたしますけれども。

今から予算編成等々がそういうふうに変わっていくということは、いわゆる起債の分が多分なくなってくる可能性があるんじゃないかなという気がいたします。ですから、市にとってはかなりメリットがあるやり方だと私はそう思いますけれども、先ほどみやき町の話がされましたけれども、みやき町の例として、いわゆるあそこは町営住宅になるんですかね、の運営の形はどういう形になさっているか、それは調べられましたか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

P F Iを行う場合は、全てのことを行う、それ専用の株式会社を設立することになると思います。設計、施工、管理、全てを管理する会社を設立して、そこが行うということになります。みやき町の場合は、株式会社三根定住促進という株式会社をつくって、そこが受注をしているところでございます。

通常、P F Iの契約は長期にわたります。20年とか30年とか、それは結局、維持管理、運営まで含めての一括の契約ということになるかと思えます。いろいろな方法はございまして、建物をつくってもらって、それをすぐ買うか、あるいはそれを耐用年数が過ぎてからまた買い戻すかというようなことがございます。ただし、行政といたしましては、最初、建物をつくるときにお金を準備しておく必要がないということです。それはその会社が金融機関からお金を借りてつくと、そしてつくってずっと運営していくという形になります。それに対して市はずっと分割してか、いろんな形でお金を何十年かに向けて払っていくという形になるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

今、株式会社とおっしゃったので、ちょっと私も理解できなかったんで、株式会社の出資者ですね。例えば、みやき町が出資をしているのか、民間の企業の方たちも出資をしてつくっているのか、その形態によって株式会社といっても、実質的には町がやっている、いわゆる三セクみたいな形になるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺はどんなでしたか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

その株式会社は、それを受注する株式会社になりますので、みやき町さんは出資はしておられません。ですから、その株式会社は設計をする会社、施工する会社、運営をする会社、維持管理をする会社が出資し合って会社をつくるという形になります。

○議長（松尾勝利君）

10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

民間の建設関係の方が集まった会社ということなんだろうけれども、その保証ですね。株式会社というのは当然倒産という可能性もあるわけですけども、そうやとって、町から後で委託費が入ってくるから、それで賄うという考え方なんでしょうけれども、いわゆる借り入れをするということは、そこに利子が発生しますから、その利子の分まで、じゃどう考えていくのかということまで考えないといけませんし、それから、運営費自体もかなり年によって、例えば、人件費等が上がってきたらどうなるかというようなことまで発生をしてくるというときに、リスクをその会社だけで負うことができるのかなということを今ふと考えたんですが、そこら辺のことまで聞かれましたか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

お答えいたします。

そういう面も含めて勉強させていただきたいと思いますし、その可能性も含めて今回調査をさせていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

今からしっかり勉強させていただきたいと思います。その後、PFI方式でやっているところというのはあちこちにてできてきました。ただ、市営住宅に関して私も不勉強で、どういう形になるのかなということが私もなかなか理解できない部分があったもんですから今質問し

ているんですけれども、例えば、管理運営、管理をする、修繕をするとかということも出てくるでしょうし、あと家賃の収納等も出てくると思います。そうなったときに、いわゆる市営住宅ですから、そこに入居する条件、規定といいますか、そういうことに関してもいろんな問題が今から出てくるんじゃないかなと。というのは、もし鹿島で株式会社方式をやったというときに、従来のそのままの家賃ではなかなかやっていけないという事態がひょっとしたら発生するかもわからないということもあると思いますので、今は勉強中ですから、これ以上質問しませんけれども、そこまで含めて研究していただいて、P F I方式というのは、これからの地方自治体に取り組むべき一つの方法だと私は思っていますので、ぜひ勉強していただいて、やっていただきたいと思いますが、具体的な話になりますが、いわゆる市営住宅建設の予定、どこらを想定して、このP F I方式を研究なさっているのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

新しい市営住宅の建設予定地につきましては、報告書の中で5カ所ほど候補地を示していただいております。その中には、新たに買収しなければならないところ、あるいは既に市有地であるところというのがございます。そういうのを含めて、この場所でどうなのか、この場所でどうなのかということを含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

わかりました。

では、26番のほうに、ちょっと前に戻りますけれども、長丁住宅跡地活用のための整備ということになってはいますが、ここは測量、設計、分筆登記、整備工事というふうになっていますけれども、これ整備工事をして、例えば、分譲する考えなのか、ここに市営住宅をつくる考えなのか、そこら辺どうですか。

○議長（松尾勝利君）

有森都市建設課長。

○都市建設課長（有森滋樹君）

長丁住宅跡地でございますけれども、場所はリクシル（旧イナックス）の東側、道を挟んで東側の角のところの場所でございます。ここにつきましては、市営住宅跡地の売却ということでリストにも上がっておりますので、造成後、区画割りをして分譲したいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

12番橋爪です。1点だけお伺いいたします。

一般会計補正予算（第2号）の22ページ、ここの中ほどに市制施行60周年記念事業出演者謝金ほか、マイナスの50千円と載っておりますが、60周年記念事業につきましては、当初予算で大体1,000千円、これはイベント助成金ということで1,000千円計上されておりました。それから、6月補正で報償費ということで948千円、約2,000千円程度で今回は60周年記念事業をされるわけですが、きのう、こういう立派な市制施行60周年記念事業のパンフレットをもらいました。これを見てもみると、いろいろイベントも書いてありますが、この進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

市制施行60周年記念事業の進捗状況についてお答えをいたします。

先ほど橋爪議員が御提示いただいたのは、このチラシであります。これに基づいて今こちらのイベント調整の検討委員会のほうで準備を進めているところであります。基本的には10月25日、26日がメインのイベントということになっておりますので、もうあと1カ月ちょっとということで始まります。

これにつきましては、各業務分担ごとに、担当ごとに検討しておりまして、順調に作業が進んでおります。そういった中で、市の職員はほとんどこの25日、26日にかかわっていただくようお願いをしております、職員数250名ぐらいおりますけれども、そのうちの半分以上がこの10月25日、26日に仕事としてかかわっていただくようにしております。そういったことで、職員の配置とか各イベントごとの役割分担を終わり、要請などお願いすることも、例えば、記念式典のときには御案内も出してありますし、そういったことでの準備は順調に進んでいるものと思っております。

それから、また議会におきましても、11月2日に議場開放事業をやっていただくなど、積極的に取り組みをいただいていることにも感謝を申し上げます。イベント事業につきましては順調に進んでおります。ありがとうございます。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま説明をいただきましたが、メインは25日、26日の2日間ですね、これ見てもみると。その前に鹿島風景の展示とか野球の歴史の展示、食育講演会、ふるさと鹿島クイズとか、前にもあるようですねけれども、この25日、26日の日にはエイブルと市民会館、両方であるよ

うですが、その中にふれあい動物園とか、屋外でするのがあるわけですね。これ雨天の場合はどのように計画をされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

イベント調整会議において、雨天の場合の対応についても検討いたしております。そういった中で、確かにおっしゃるように、屋外でするのが庁舎前で舞台をつくって、ゆるキャラとかふれあい動物園、それから鹿島の物産販売などを庁舎前で予定をしております。こういった事業についても、雨天の場合には市民会館などを使いまして、市民会館の広場がありますので、そちらなどを使って雨天の場合にも対応できるように準備を進めているところです。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

先ほど課長のほうからも言うていただきましたけれども、21ページの一番上のほうに議会費として市制60周年記念イベント運営・設営委託料100千円を計上していただいておりますが、これは議会としても厚くお礼を申し上げたいと思います。

それで、この内容につきましては、議会でもいろいろ運営委員長を中心に検討していただいて、議会も何かせにゃいかんじゃろうと、60周年記念事業をですね。そういうことで、また文化祭が11月1日、2日、3日あるわけですが、その真ん中の日の11月2日に、この議場を開放して議会としてもイベントをやろうと、その中身は一応決定してもらっているのが、コンサートを中心とした、これは9団体から来てもらって、ここでイベントをやっていただく。それから、4階の廊下にはパネルを展示していくと、こういうのを、これは1日だけ議会としては、11月2日だけ開催をしますので、市民の皆さんもぜひこの議場のほうにも足を運んでいただければと思いますが、ちょうどその日にはエイブルでもいろいろやっておりますし、また市民会館でもあっているわけですね。そして、議場でもある、これ3カ所でやるわけですから、ぜひ多くの市民の皆さんも足を運んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

それで、お伺いをしますけれども、3カ所でやっているわけで、こういうふうなパンフレットも各戸に配布をされていると思いますが、やっぱり一番大事なのは集客をどうするかということが一番大事かと思いますが、市としてはどのような対応を考えておられるのか。もちろん議会としてもここ議場を開放するわけですから、いろいろ宣伝をやっていく予定でございしますが、市としてはどのようなお考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私どもも25日、26日にたくさんの方が集まっていただくことに努力をしたいと思います。そういったことで、先ほど言いましたように、チラシをお配りしております。これは各戸に回覧で周知する、それから市報によっても、10月号の市報で当然御案内をいたしますし、集まっていただくことを期待しております。そういった中で、例えば、子供さんたちがたくさん参加できるような仕掛けをしまして、そうしますと、御父兄の方とかおじいちゃん、おばちゃん、そういった方も一緒に集まっていただけるんじゃないかということで、そういったイベントを考えて、仕掛けをしているところであります。

それともう1つは、この25日、26日、60周年記念事業に合わせまして、市内巡回バスとか高津原のりあいタクシー、こういったものも御協力を得まして、無料運行ということでして、これもぜひ利用を図りたいという気持ちもありますけど、そういったことでの対応を考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

ここに立派なパンフレットができておりますけれども、これに議会が11月2日にやるわけですから、これもできれば加えてもらっておけばよかったなという意見が議員の皆さんから出ておりました。その辺はまだわからんやったのか、そこまで決まっとらんやったのか、その辺の理由をお伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

これは大分前のほうで準備をしておりましたので、これには間に合うことができておりません。そこは申しわけありません。

各イベントにつきましては、これは全体のイベントということでチラシを作成しておりますけれども、これに基づいて行う各イベントにつきましても、各担当のほうで、例えば、中西太さんの記念講演とか、そういったものは各担当でまたチラシを作成して周知をするようにしております。ですから、議会のほうでもそういった対応をしていただければ非常に助かります。よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）



最後ですけれども、本当にありがとうございました。

それで、この前の6月議会では市民の皆さんが60周年記念事業ですから市勢要覧をつくりたいという話もあっておったようですが、その辺についてはどのようにしているのか、お伺いをいたしまして、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

市制要覧につきましても、今最終的な校正の段階に入っております、もうすぐ完成をいたします。これは3,000部つくるようにしております。これは記念式典のときには、御参加いただいた皆さんにお配りするとか、あと公民館とか、そういったところに置いて、市民の方、たくさんの方に見ていただくようにということで考えております。

それと、最近ホームページで、技術が発達しましたことによりまして、ホームページで市制要覧と同じ形でページをそのまま搭載できますので、広く皆さんに無料で見ていただけるような形で、インターネットのほうでもアップをして見ていただけるようにしたいと思っております。（発言する者あり）市制要覧については無料で配布をするというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

12番橋爪敏議員。

○12番（橋爪 敏君）

今の答弁で、ちょっとお伺いしますが、3,000部ということは一戸一戸にはやらないわけですね、配布はしない。その辺できれば、せっかくだら60周年記念事業ですから、市民の皆さんに一戸一戸配布できればと思いますが、その辺をお伺いして終わります。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

市制50周のときに、たしか市制要覧をつくって、それは各家庭に、ちょっと今私のほうで記憶がはっきりしませんが、無料でお配りしたか、ちょっとそこがわかりません。そういったことで、今回3,000部というのは、今先ほど申し上げましたように、ほかに見る方法というか、全部の方が、もちろん市民の方全て必要とされるかもわかりませんが、そういったこともありましたので、ぜひごらんいただけるような環境にはするというので、今回は3,000部ということで予定をしております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

## ○14番（松尾征子君）

ただいま審議されております補正予算の件で、いろいろ問題もありますが、一つ、私がどうしてもまだ納得いかない問題があります。それは（仮称）新世紀センターの問題です。もともとこれは私たちが初めて取り組みというか、その動きを知ったときは、市営の駐車場の中でボーリングが行われておって、あれは何ねということで、当時、あそこに危機管理センターと言ったのですかね、それができるようなことでキャッチをしました。もともと危機管理センターについては、私の理解が間違っていたら申しわけないんですが、鹿島ニューディール構想が発表になって、それからその問題が発表になったすぐは、私もああ、こういうまちづくりになればいいんだなという、そういう理解をしました。ところが、それからとんとん拍子に進んだのはいいわけですが、今になって、1年以上たちますかね、今になってみますと、この鹿島ニューディール構想というのが全く、言ってみたら、一括した設計図というか、計画がないまま行き当たりばったりの中で進められているとしか私は言いようがないと思います。特に危機管理センターについては、もともとの始まりは県の総合庁舎の問題だったと思います。特にピオの問題だってそうですね。あそこに最初県の総合庁舎を移転しなくちゃいけないということで県の総合庁舎を入れるということになったようですが、ところが、あそこではだめだということで、結局はうちの公共施設を入れんといかんというようなことでの、それからの出発であり、いろんな問題が起きてきたわけですね。

それはそれとしていいわけですが、最初、その危機管理センターについても5階建ての建物ができるんだよというような、土木事務所と農林事務所が入るからというようなことで、そういうことで進んだと思います。そういう流れの中で、議会の中でもあそこに建ててよかとねと、特に駐車場はどうなるかと、当時は駐車場は4階建てと言ったのですかね、5階建てですか、立体的な駐車場をつくるんだと、そういう執行部からの意見が出たわけです。そういう中で、議会としては、あそこはじゃどがんすんもなかいばいというような意見が大半でした。駐車場も立体のは使えないとか、それでも足りないとか、いろんな意見が出ました。そういう中で、やるならばもっとこっちの庁舎側のほうがいいんじゃないかと、福祉会館の跡という話もちろん出ました。そういう話が進んでいったわけですが、そういう中で、今回、新世紀センターをつくるために福祉会館を解体するという予算が出たわけですね。私は、これに関して非常に疑問に思うのは、福祉会館跡地につくるという決定がどういう形でなされたかという、そこが非常に曖昧だと思うんですよ。確かに私たち議会の中からもそういう声がたくさん出ました。私たちのところに最後に、あれは全協でしたかね、報告があったときには、どういう報告があったかという、危機管理センターについては議会のほうからも福祉会館の跡がいいという意見が出たと、それから次には市民会館建設検討委員会の答申の中にも書いてあったと、そしてそれを庁内で論議をした、そして今議会の皆さんにお諮りをしていますよと、そういう形で提起があったと思います。その提起されたときに、私た

ちが全部がそれでいいですよという、そういう決定ももちろんしていません。もちろんこれは決定事項ではないかもわかりません、決議事項ではないかもわかりません。しかし、余りにもあれよあれよという間に、周りの状況の中でこの大事なものがぐらぐらぐら変わっていった。特にまだ市民会館の建設その他、この中川エリアだけにしても、また全体的な鹿島ニューディール構想の取り組みにしてもあるわけですけど、全くそれが全体的なものとして市民に出されない、議会にも出されない。

振り返ってみますと、ピオの問題が出たときも、今既に駅のトイレについては予算もついて、いろんな取り組みがなされることになっているわけですが、あれにしても本当に無計画な、これから駅前がどうなるだろうか、庁舎がどうなるかわからないという中でぽつんとトイレだけを、確かにトイレは市民の皆さんが急いでいました。私も何度もトイレの改修をしなくちゃいけないという意見は申しました。しかし、一つ一つとってみても、全く横との連携がとれないと言ってもいいでしょう、無計画と言ってもいいでしょう、その場しのぎで私はやられている、今度の計画、取り組み、どうしても納得いかないわけです。

よく考えてみますと、なぜこんなに急がれるのか、これは明らかですね。県が土木事務所、農林事務所を分けて、こちらに農林関係が入るということになりましたが、県がもう具体的に動き出したわけですから、早くつくらなければ県が入るところがないということでしょう。恐らく県からも急がされているんじゃないかと思いますが、本当に市民の立場に立つものでなく、周りのいろんな情勢の中から、私たちの大事な税金を使っていかになくちゃいけない、その計画を進めていかになくちゃいけないというような、今度の、大きく言えばニューディール構想のあり方、そしてこの新世紀センター、仮称ですが、この取り組みのあり方、どうしても私は納得いかないわけなんですよね。特に最初は5階と言っていたのが4階になったんですかね。そういう形で、これについても何でそうなってきたのか、どこでどう変わってきたのか、じゃ新世紀センターがどんなに重要な建物であるか、そういうのだから、具体的には明らかにならない、どういう形で進んでいるのか。そういう状況で、今回、解体の費用が出されたわけですよ。私はどうしても納得いかない。

特に私が驚いたのは、この件について執行部の皆さん、せめて課長級ぐらい全部その新世紀センターの成り行きを御存じだと思っていましたら、課長さんたちの中にもどこでどがん決まったのか知らないという、そういう方もあったのには私は驚きましたよ。じゃどこかで、一部でとにかくやらんといかんということで、この取り組みがなされているのかなという、そういう私は感を持っていますが、いかがなんでしょうか。はっきり申しまして、まさに県の動きの中で冒頭から動かされてきた、県の庁舎を入れんといかんということで、私はそうとしか考えようがないわけですが、その辺についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

それでは、御質問の中で、新世紀センターに絞って御説明いたします。

まず、この新世紀センターの建設構想ですね、最初に提示しましたのは、平成24年6月、既にもう2年半前でございます。そして、9月には基本設計の予算をいただきました。そして、いろいろな協議を重ねまして、佐賀県との協議などを重ね、また、いろいろな意見を伺いながら、一旦、市役所の前の駐車場のところに提示をいたしました。そういったことで、御提示をした中で、いろいろな意見をいただき、どうしても駐車場の不安がぬぐえないということで、この件に関しては議会の皆様、また市民の皆様、市民会館建設検討委員会、そういったところからも指摘があったところでもあります。そういったものを受けまして、十分に検討を重ねてまいりました結果、ことしの7月に最終的に今の福祉会館の跡地に新世紀センターを建設したいということで庁内の決定を行ったところでございます。これは庁議で決定をし、部課長会でも報告をし、そういった手続をとったところでもあります。

また、途中、当初の計画では5階建てということで構想を持っておりましたが、基本設計段階で4階ということで見直し等をいたしております。この件につきましても、当初は事務所を2階、3階、4階、5階ということで、1階を駐車スペースにとということで考えておりましたが、どうしても1階を駐車スペースというのはちょっと無駄じゃないかということで見直したところでもあります。こういった内容につきましても、節目節目でニューディール調査特別委員会等、または全員協議会の場で説明をいたしておるところでございます。

そういったことで、この計画につきましては、構想を打ち出し、また予算をいただき、説明を行い、節目節目でそれなりのちゃんとした手続をとって進めている、そういうふうに私どもは認識しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まず、5階にしとったのを4階にしたと、無駄だからというようなことですが、まず5階にするという、5階建てをつくらんといかんということ、これだけ必要だから5階にせんといかん、それが先でしょう。建物をつくって、それに何を入れるかと。今のピオだって同じじゃないですか。余りに広く買い過ぎたもんだから、後からどンドンどンドン入れて、最初は高齢者と子供だけと言っていたのを、広過ぎたもんだから、ああいう形をとったわけですよ。まさにそのピオありき、新世紀センターありきで、とにかくつくらんといかんという、じゃ建物をつくらうじゃないかと、5階建てにした、しかし、それは無駄だからと、それこそ無駄じゃないですかね。

それから、全く無計画だと言いたいのは、まず駐車場にという計画、もっと最初から具体

的にどこにしたほうがいいのか、どのようにしたほうがいいのか、何と何をどう入れんといかん、どうしてもこれだけは必要だからということによって建物全体の計画を立てる、それが普通じゃないですか。そうでしょう。やってみて、この分はよんにゆう過ぎるばいとか、そこが無計画だというんですよね。

それから、既に24年から考えられていたとおっしゃいましたが、県の動きだって、もうあんなところ辺でこんな具体的になるわけですから、24年、もっと前からそういう構想はあったんじゃないですか。そういうのがキャッチできていなかったというんですか。特に最初ピオに入れるという動きもあったわけですが、それができないということで、ピオを何とかせんといかんということでも入らんといかん。そして、今度はそれを入れるところをどこにつくらんといかん、新世紀センターにと、確かに今うたい文句としては、東日本大震災があって、災害がいろいろあって、そういうのに対するいろんな危機管理の問題もあるからという、それはわかりますよ。しかし、それならそれとしてのここに見合っただけのものをつくったってよかったと思うんです。

お尋ねをしたいと思いますが、じゃ、今回そこにつくろうとしている新世紀センター4階には何をどのように、どれだけ入れるという計画ですか、まずお答えください。

**○議長（松尾勝利君）**

打上総務課長。

**○総務課長（打上俊雄君）**

まず、先ほどの松尾議員の前半の部分で、ピオを広く買い過ぎて、当初になかったような施設を後から入れた、これは全く事実と反することだと思います。私どもはこのいわゆる市民交流プラザの内容につきましても、既に平成24年度から構想を持って、平成25年度の冒頭には大体ピオにこういうふうなものを入れたいということでお示しをしております。そこから現在の市民交流プラザをつくっておりますが、中身はそんなに大きく変わっておりませんし、新たにつけ加えた施設というものもありません。そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

もう1点、新世紀センターも5階から4階の変更が計画性がないということではありますが、私どもは構想段階からこういったものをお示ししております。その中で、当初構想したものと実際に設計をやってみたら、4階でも大丈夫だろうということで、そういった無計画というよりも、必要に応じた見直しをやっているわけですね。そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、新世紀センターですが、今、実施設計等に移っておりますが、この新世紀センターの施設の内容でございますが、まず1階、2階を市の施設、総務課の防災機能とか、あとは上水道、下水道を整備します。そして、鹿島市消防団の本部、鹿島市分団の2部の詰所等を整備し、3階、4階に杵藤農林事務所に入居をしていただく、そういった計画になってお

ります。

以上です。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

まず、ピオのことを言わんでよかったわけですが、私たちは最初からそういう計画でしたよとおっしゃいましたが、そうじゃなかったじゃないですか。最初、お年寄りと子供たちのための、そういうことで私たちは聞いていると思いますよ。極端に言えば、私はそこに福祉会館にあるお風呂も入れるんですかと言ったら、そのときはお風呂は入れませんとおっしゃっているんですよ。そうだったんですよ。ところが、その後、いろんなのが出てきて、さああれもこれもというのが出てきたわけでしょう。結局3、4階を買わんといかんというのが先に来て、必要な分というのが、お年寄りと子供たち、例えば、そこがよかったにしても、必要な分だけというんじゃないで、その分を確保せんといかんということだったから買って、あとどうしたらいいかということでいろいろ入れたわけですよ。もうそれについてはいいですが、納得するわけじゃないですが。

それで、新世紀センターについては、今おっしゃいました。やっぱり本当一つ一つ見てみますと、十分な全体的な計画というのはできていないと思います。例えば、水道課を入れるとおっしゃった。いつかここで水道課長に聞いて、どうしても動かんといかんですかと言ったら、そうは動かんでもよかとおっしゃった。それはここでおっしゃったわけですからね、今のところで不便をしているわけじゃない。例えば、水道課が動くとなれば、あの機械も全部動かさんといかんと。金のかかるようなことをせんといかんわけでしょう。だから、例えば、それが必要なら、最低今必要な分だけを入れるようなことを考えるという、そういう形での最初からのちゃんとした設計をつくって、そしてどこにつくろうか、ほかの建物との連携をどうするか、そこをしっかりと、市民に示して、議会にも示してもらって、そしてこのニューディール構想というのを取り組んでいったら立派なものだったと思うんですよ。それがそうじゃなかった。

じゃ、次にお尋ねしますが、県の機関を入れるわけですが、県の機関を入れるに当たっては、どういう形で入れるのか。例えば、まず庁舎を借り受けるということになると思いますが、それについては家賃を取るのか、3、4階を売るということはないと思いますが、その辺についてはまずどのように取り組んでいかれるようになっているんですか。

**○議長（松尾勝利君）**

打上総務課長。

**○総務課長（打上俊雄君）**

市民交流プラザについて、もう1点、先ほど当初の計画には入浴施設がないというふうに

言われましたけど、昨年1月に初めて平面図等を議会のほうにお示ししました。その中ではちゃんと入浴施設等もありますので、途中でそんなに無計画に変更したということじゃないです。その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。（発言する者あり）そうですね、そこは事実は事実としてぜひよろしく願いをいたします。

そして、新世紀センターへの佐賀県の施設、杵藤農林事務所が3階、4階に入ってくださいと予定であります。これについては、3階、4階の使用料をいただくということになるかと思えます。使用料ですね、家賃に相当します。

**○議長（松尾勝利君）**

申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの御答弁で、使用料をいただくということですね。当然だと思いますが、その前に、1月にもう決めていた、何が私がないと言った、入浴施設。（「入浴施設です」と呼ぶ者あり）

じゃ、その件ですが、私は入浴施設もつくるのかと言ったことありますよ、ところが、それはしないとおっしゃったんですよ。それははっきりおっしゃっているんですよ。それはそれでいいです。

じゃ、今の県から使用料を取るということですが、使用料の基準はどのような形で取られるのか、幾ら取られるのか、まずお尋ねをします。

**○議長（松尾勝利君）**

打上総務課長。

**○総務課長（打上俊雄君）**

具体的な金額はまだ佐賀県との調整中でございますので、基本的な考え方は3階、4階の建設費を耐用年数で償還する、そういったものを基本として家賃に相当する使用料を算出したいというふうに考えております。

**○議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

県との賃貸契約をなさると思いますが、これは年数を切ってされるのか、ずっといつまでもという形でされるのか、その辺についてはどうなんですか。

**○議長（松尾勝利君）**

打上総務課長。

**○総務課長（打上俊雄君）**

その辺につきましても、今、佐賀県と協議中でございます。永久に続く契約というのは通

常は考えられませんので、年度を区切って、あとは自動更新をすとか、そういった契約等が考えられるんじゃないかというふうに思います。そういったことについても、今、協議中であります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、そこに職員の方が入られるわけですが、今、市の職員の皆さんは横にある駐車場の料金をお払いになっていますよね。恐らく県の職員の方も車でおいでになると思いますが、そういう皆さんの駐車場の使用についてはお考えになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

佐賀県の職員の皆さんの駐車場につきましても、市職員と同額の駐車場使用料を徴収いたします。これは確認をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、県の職員の皆さんの駐車場はどう確保なさるのか。その前に、県の職員が何名おいでになるのか、その辺をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

佐賀県の職員さんですが、臨時職員さん等まで合わせますと80名ぐらいになります。そして、駐車場ですが、県職員のメインの駐車場を今の中川住宅跡地を整備して、そこをメインに確保したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

中川住宅跡地ということですが、そこは今、市の職員の方も駐車されていると思いますが、それだけの駐車場で事足りるようになるのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

今、中川住宅跡地は大体110台程度の駐車が可能であります。まだ70台くらいの駐車じゃ



ないかというふうに考えております。そして、整備をいたしまして、ここを190台まで駐車ができるように整備をしたいというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、中川住宅跡の駐車場の整備ということでしたが、そこまで整備するのに大体予算をどれくらい見られていますか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

中川住宅跡地の駐車場の整備につきましては、どういうふうなレベルで整備をするかまだ決めておりませんので、現時点で予算をお示しすることはできない段階です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

中川住宅の奥のほうといたしますか、周辺には民家もいっぱいありますね。駐車場をつくることによって、周辺の民家の人たちにいるんな影響が出てくることも考えられるわけですね。完備すればするほどそういう影響が考えられますが、その辺についてはお考えになっていますか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

そこは十分に周辺住民の皆さんに御説明を行い、また、今の状況を確認を行いながら、迷惑がかからないように整備を進めたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

中川住宅跡地の駐車場に行くところは、あそこ非常に危ないですね。非常に狭くもありますし、ただ、あの国道から駐車場のほうに入ろうとすれば、広げる余地がないですね。広げるとすれば、あの住宅をのいてもらわんと、川のほうに行くわけにはいきませんから、そういうこともあると思うんですが、交通安全の面からいって、何らかの手を打たないと、それだけの車が行き交うということになりますと、大変だと思うんですよ。特にあそこは北鹿島地区、あっちから中学生の子供たちが自転車で来るでしょう。自転車で来ます。通学時間と通勤の時間は一致します。非常に危ないのがますます危なくなるということが考えられますが、

その辺までお考えになっていますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

私どもは、この中川住宅跡地の駐車場へのアクセス道路は非常に注意をしているところでございます。まだ具体的にはここをどうするかという相談をやっておりませんが、実態を見ながら検討はやっていく必要があるというふうに考えております。まだ具体的な構想は持っておりません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど一つ忘れていましたが、鹿島市がピオに入ることによって、買い上げはしましたが、維持管理費というのは払わんといかんですね。共益費といいますか、今回、ここに県が入った場合に、そういうものはどうなるんですか。例えば、光熱水費とか、いろんなのがあると思いますが、そういうのはどうなるんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

家賃に加えて、そういった光熱水費は共益費として徴収をするのか、また、直接払いするのか、そういったことは今からの検討ですが、とにかく必要経費は家賃とは別にいただきます。そういったことで確認をいたしております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まだいろんな問題があると思いますが、今いろいろお話をしただけでも、本当にああ、これで安心だというようなことはない。まだまだいろいろ考えていかなくちゃいけないことがたくさんあると思うんですね。特にこれから市民会館の問題もありますね。今、新世紀センターをつくったことによって、市民会館をこのようにつくりたいと思っても、まずこっちをつくったとったら、やっぱり本当に思うようなことにならないというようなこともあると思うんですね。だから、市民会館もどうせやるわけですから、その辺のちゃんとした見通し、市民会館をどのようにつくるのか、どこにつくるのか、危機管理センターとあわせてどうなのかというような、その辺までちゃんとした上で取り組むことが大事だと私は思うんですね。ただ、先ほど言いましたように、県が既にもう動き出しておりますから、早くしないと、これは大変な状況になるということがあるんですね。だから、今回またこういう形の中で急

がれていると思いますが、どうしてもまだ私は本当にこういう中で納得いくものじゃない、必要だったらつくらなくてはいけないのはわかりますよ。しかし、本当にその必要性、それからこういう形でいいのかという、そのことがどうしても私はまだ十分に理解できませんので、この予算案には賛同できないということを申し上げて、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

打上総務課長。

○総務課長（打上俊雄君）

松尾議員、中川エリアの総合的なグランドデザインのことを言われていると思います。この件につきましても、議会からの御提言等もありましたので、6月議会で委託料を2,000千円いただいています。そういったことで、この市民会館ですね、そういった総合的な、レイアウト的なグランドデザイン、そういったものを十分に並行して検討しながら、本年度中に構想をまとめ、来年度からの工事に備えていきたいというふうに考えております。よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

15番松本末治です。短こうという声が出ておりますので、2つばかりお尋ねをいたします。

まず、今まで出なかった分で、予算書39ページ、教育費、文化財保護対策費で、旅費59千円という補正が出ております。これは九州地区民俗芸能大会、沖縄大会旅費ということで随行される職員さんの旅費だと思います。九州各県でこの大会がっております。一昨年、私も佐賀であったときに大会に参加した思いがありますけれども、この出演に対する助成金等についてはどういうふうな形になっておるんですかね。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

お答えをいたします。

文化財保護対策費の旅費59千円、これにつきましては、先ほど議員言われました九州地区民俗芸能大会、沖縄大会に佐賀県の代表として、今回、嘉瀬ノ浦獅子浮立が御出演されるということで、これ職員の随行の旅費ということでお願いをしております。

この参加者の旅費につきましては、県のほうで支出をされます。補助といたしましては、かかる分の2分の1の補助だったと思っております。これにつきましては、昨年も県の代表といたしまして、琴路神社の獅子舞、2年連続で鹿島市の文化財が参加をするということで、期待をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

市の助成というのではないということですね。実際、今こういうふうな保存会の運営というのはかなり厳しい状況にあります。というのは、いろんな祭り等での御花というのが減ってしまっておりまして、やっぱり伝承芸能を維持していく、その保存会についてはかなりの厳しい環境にあらうと思えますから、できればこういうふうな大会等への参加については幾らかの対策を来年度からは考えますよという課長の答弁をいただいたものとして、これについては終わります。

続きまして、先ほども活性化施設でいろいろ御意見があってございました。この中で、質問、答弁がなかった分だけお尋ねをいたします。

これについては、土地は取得されると思えますが、その土地の取得面積、金額、内訳等についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

今回お願いしております造成工事の用地につきましては、約1,300平米というのを今現在交渉中でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

わかりました。それでは、これ以上申し上げません。また後で質問をいたしたいと思いません。

この活性化施設に関する件ですけれども、答弁の中で新しい加工品が一つだけ販売できるというふうなことを答弁されていたと思えますけれども、この活性化施設で物をつくって大量生産ができることはないということであつたらうと思えますので、やはりこういうふうな加工品等について、試作をされて、そして各地域の団体とか、また個人ではとてもできないものだと思いますし、個人ではこの活性化施設の効果というのは半減するわけですから、やはり地域でそういうふうな取り組みをしてもらうような流動というのですか、そういうところまで考えてもらっているものだと思いますので、その点、組織をつくってもらうとか、会社化をしてもらう、そして販売はちゃんとこの活性化施設の販売担当関係が誘導しますよ、責任を持ちますよというふうな体制ができているものだと思いますけれども、その点についてだけ質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業部参事。

○産業部参事（橋口 浩君）

お答えいたします。

今、議員言われるとおり、活性化施設の加工品の販売というのができないというふうになっております。今回、開発し、動くものにつきましては、市内の加工業者の方と連携をいたしまして、販売に向けて今活動しているということで、1次加工について活性化施設を利用すると、活性化施設の職員の知恵をかりて、今回開発に至ったということで、市内の業者の方の知恵も十分おかりしながら、現在進めているというふうな状況になっております。

もう1点につきましては、今検討をやっているんですけれども、市内の農産物から出る廃棄品を使った中で、今後、加工グループの方々との連携ということで、今、施設のほうに来ていただいております方を中心にしながら、連携をずっと図っていこうというふうなことで、今そういった組織づくりも今後やっていこうというふうなことをしながら、活性化施設の職員一丸となりながら今頑張っているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

もう1点、農政事業費で耕作放棄地の件が出ておりました。21年から25年までの実績があるということですから、これについてはこの実績の明細というか、そして何を栽培されているのか、現地視察を私個人がいたしますので、後もって資料をいただきたいと思います。

最後に、園芸振興費で国の燃油高騰対策事業についての補助をいただいております。本当に補正予算、いろいろある中で無理なところもあったと思いますけれども、ありがとうございました。

これはハウスミカン農家、やはり過去からの栽培農家と比べますと、今半分になっているんじゃないかと思えます。今後、やはりこういうふうな気候条件であります。本当にここのミカンもどういうふうな状況になっていくか、品質問題で厳しい環境にあらうと思えますので、地域がしっかり早生をして、働く場所をつくっていくためには施設化、施設園芸というのは欠かせないものだと思います。今後、こういうふうな点についての施設化にはどうしても、またデフレになるというふうな話もありますから、油が高騰するとやなかろうかにゃというようなことですよ。そういうふうになってくると、ますます施設園芸というのは難しくなってくるというふうな環境になります。その点をどういうふうな形で行政が誘導していくかというようなことが大きな課題になってくると思えますので、きょう答弁の機会もなかった産業部長に今後の施設園芸振興についての抱負をお尋ねして、終わりたいと思

ます。

○議長（松尾勝利君）

迎産業部長。

○産業部長（迎 和泉君）

御指名をいただきまして、ありがとうございます。そろそろ来るのではないかと想定をしておりました。

施設園芸については、通常、園芸の事業で県の単独事業がございます。そういうことで、その事業で対応しているところがございます。今回の場合は国の事業を利用されると。ただ、補助率は50%ございますが、補助対象分が少し制限されるということがございましたので、市の分で上乗せ補助、10分の1をしたところがございます。そういうことで、施設園芸をやっておられる方というのは、それは露地でも当然そうなんでしょうけど、それだけ熱心な方だと、そういうことで、私たちがそれに対してお応えをしていくところは応えていくべきということで、今回、増額の補正をしたところがございます。その旨、十分わかっていただいとお聞きいただいていると思いますが、私たちが1次産業を守っていかなければならないと、そういう気持ちを持っておりますので、そういう気持ちで今後も頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 平成26年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第44号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第44号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第44号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は86ページです。お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算の御用意をよろしく願いいたします。

今回の主な補正の内容は、過年度分の交付金等の精算額の確定及び本年度の各種交付金等の概算支払い額の確定に伴うものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ31,884千円を追加し、補正後の予算の総額を4,192,403千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4ページをお開きください。4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細です。

6ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項1目の療養給付費等負担金は4,663千円を増額しております。これは前期高齢者交付金の決定等に伴う増額となります。

7ページをお開きください。

4款1項1目、療養給付費交付金は38,503千円を増額いたしております。これは療養給付費等交付金の医療分と財政調整分の平成26年度概算交付金及び過年度分、平成25年度分となりますが、療養給付費等交付金の確定に伴う増額でございます。

次に、8ページをごらんください。

5款1項1目、前期高齢者交付金ですが、11,282千円を減額いたしております。内容は、医療分及び後期高齢者支援金分について、平成26年度概算交付金の確定により減額をいたしております。

9ページをお開きください。ここからは歳出となります。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費は、歳入で説明いたしました交付金等の今年度概算支払い額等の確定に伴う財源の組み替えとなります。

同じく2目、退職被保険者等療養給付費も、交付金等の今年度概算支払い額等の確定に伴う財源の組み替えとなります。

10ページをお願いいたします。

3款1項1目の後期高齢者支援金ですが、過年度分の精算等により149千円を増額いたしております。

11ページをお開きください。

11款1項3目。償還金です。これは過年度分、これも平成25年度分となりますが、療養給付費負担金等の精算により、返還金が生じたので、15,073千円を増額いたしております。

12ページをごらんください。

12款1項1目の予備費ですが、今回の補正の財源の調整をとるために16,662千円を増額するものです。

以上、説明しましたとおり、今回は過年度交付金等の確定による精算及び今年度概算支払い額の確定などに伴う補正が主なものとなっております。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 平成26年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第45号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8、議案第45号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第45号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案書は87ページでございます。お手元に配付の補正予算書により説明いたしますので、御用意をよろしくお願ひいたします。

今回の補正は平成25年度分決算の確定に伴うものです。

1ページをお開きください。



今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,415千円を追加し、補正後の予算の総額を395,932千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりです。

4ページをお開きください。4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別の明細となっております。

今回の補正は、繰越金を増額いたしまして、その増額分を後期高齢者医療広域連合納付金として支払うものです。

6ページをごらんください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金の増額です。内容といたしましては、平成25年度の決算に伴いまして、繰越金1,415千円の増額をするものです。これは保険料のうち、平成26年4月から5月にかけて納付をいただいた分でございます。

7ページをお開きください。歳出です。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、歳入と同額の1,415千円を増額いたしております。これは出納整理期間中にお支払いいただいた保険料1,415千円を広域連合へ支出するもので、後期高齢者医療保険料等納付金の増額をするものです。

以上で議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 平成26年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 請願上程

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会におきまして受理した請願3件であります。

請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に、請願第4号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、その撤回を求める意見書」の採択に関する請願、請願第5号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書の採択に関する請願は総務建設環境委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明13日から15日までの3日間は休会とし、16日、17日の両日は水道事業会計決算審査特別委員会を開催し、16日に現地調査を、17日に審査をいたします。18日は総務建設環境委員会、文教厚生産業委員会を開催いたします。

次の会議は9月19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時25分 散会